

令和3年6月

篠栗町議会第2回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：6月10日(木)～18日(金) 9日間)

会期	月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
第1日	6	10	木	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採 決 (人事案)
第2日	6	11	金	考 案 日		
第3日	6	12	土	休 会		閉 庁
第4日	6	13	日	休 会		閉 庁
第5日	6	14	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	6	15	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	6	16	水	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	6	17	木	予 備 日		
第9日	6	18	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

令和3年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和3年6月10日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第36号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
35	専決処分の承認を求めることについて(専決第3号) 〔令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) について〕	予算 特別委員会
37	篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例の制定について	特別委員会
38	篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
39	篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
40	令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について	予算 特別委員会
41	令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につ いて	予算 特別委員会
42	令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に ついて	予算 特別委員会
43	令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
44	令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1 号)について	予算 特別委員会

令和3年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和3年6月14日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	5番	田辺 弘之	議員
2.	2番	横山 和輝	議員
3.	3番	品川 静	議員
4.	7番	栗須 信治	議員
5.	2番	藤木 高裕	議員
6.	5番	古屋 宏治	議員
7.	12番	荒牧 泰範	議員
8.	1番	岩下 勝正	議員

令和3年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和3年6月18日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)
〔令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
について〕
- 第2, 議案第37号 篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例の制定について
- 第3, 議案第38号 篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第39号 篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第40号 令和3年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について
- 第6, 議案第41号 令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第7, 議案第42号 令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につい
て
- 第8, 議案第43号 令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第9, 議案第44号 令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)に
ついて
- 第10, 発議第1号 篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第11, 発議第2号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を
表する決議について
- 第12, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和3年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月10日(開会)

令和3年 第2回 定例会 会議録

日時 令和3年6月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
		11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

10番 阿 部 寛 治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長 補 佐	松 井 章 浩
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○副議長（村瀬 敬太郎） おはようございます。

本日は、阿部寛治議長が病気加療中で欠席のため、地方自治法第106条第1項により、私、副議長が議長の職務を行います。

また、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

なお、執行部では、藤幸三社会教育課長が公務のため欠席しておりますが、松井課長補佐が代理出席をしております。

本日は、報道関係者の撮影を許可しております。

また、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため窓を開放しております。

ただいまから令和3年第2回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、古屋宏治議員、6番、田辺弘之議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） 異議なしと認めます。

したがいまして、会期は、本日から6月18日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第35号から議案第44号までの10議案でございます。

それでは、議案第35号から議案第44号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さんおはようございます。

本日、令和3年第2回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

今年は、麦刈りもまだ終わらない5月15日に九州北部地方の梅雨入り宣言が出され、平年より二十日も早い梅雨入りとなりました。

一部の地域では、田植も済んでおりますが、麦刈りが終わった多々良川流域の農地では、これから田植に向けた準備が進むところでございます。町内いたる所で見ることのできる紫陽花もきれいに色づいており、季節の移ろいを実感する時期でございます。

提案理由の説明に入る前に、第1回定例会以降の諸情勢についてご報告いたします。

広報ささぐり6月号では、例年通り、防災特集を組み「防災について考えよう」の見出しで、災害への備え等を掲載いたしました。

5月に災害対策基本法の一部が改正され、わかりにくかった避難勧告・避難指示の表現が改められました。町が発令する警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」等の避難情報に従って、適切な避難行動をとるようよろしくお願いいたします。4月に改定した篠栗町防災マップを活用して、普段からできることをしっかりやりながら、いざというときの備えをするとともに、災害から身を守る方法を考えてまいりましょう。

新型コロナウイルスワクチン接種状況については、5月9日（日曜日）の第1回集団接種開始以降、町内医療機関の先生方に最大限のご協力を賜りまして、滞りなく進んでいるところでございます。この場をお借りいたしまして、町内の先生方に感謝と御礼の言葉を申し上げます。どうもありがとうございます。

予定通り7月末までには、65歳以上の希望者に対しての2回の接種が完了する見込みでございます。私と教育長につきましては、キャンセル分での接種を完了いたしております。

5月25日付で福岡県から、ワクチン接種で余剰が出た場合の「余剰ワクチン活用指針」が出されましたので、今後はその指針に沿った対応をしてまいります。

なお、新型コロナワクチン接種事業に関する詳細については、健康課栗原課長から6月16日の補正予算審議の際に報告をする予定にしております。

6月1日から運用を開始した篠栗町LINE公式アカウントは、大変便利にできております。「健康」「子育て」「防災」「ごみ」などの情報をタイムリーに受け取ることができますので、ぜひ皆様もご活用いただきますようよろしくお願いいたします。

します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、篠栗町消防団の操法大会、篠栗祇園夏祭りをはじめとする春から夏にかけての諸行事も中止・延期を余儀なくされております。例年各区で開催をお願いしております敬老会も、昨年に引き続き、集合しての会の開催は控えていただき、記念品配布等のご対応をお願いしたところでございます。もうしばらくの辛抱でございます。以前の日常が早期に戻ることを願って、皆様とともに我慢してまいりましょう。

今年度も「まちづくり住民説明会」を開催することはできませんでした。つきましては、昨年同様、ホームページ上に「令和3年度まちづくり施策のポイント」として、課ごとに取り組む予定の施策を掲載しております。「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の2年目としての継続性を重視しながら、当初予算にてご承認いただきました事業等につきまして、一つひとつ迅速に取り組んでまいりたいと考えております。

6月1日、福岡県町村会臨時総会が開催されました。大任町永原町長が会長に再任され、私も4副会長の1人として、福岡県町村会の会務運営に当たることとなりました。糟屋郡、福岡県町村会の発展のために与えられた職務につきましては、しっかりとその職務を全うする所存でございますが、毎年申し上げているとおり、軸足はしっかりと町政運営に置いてまいりますので、何とぞよろしく願いいたします。

本定例会において上程しております「町民の命を守るささぐりづくり」条例案につきましては、議員の皆様には、4月9日、4月26日の全員協議会において、ご意見を賜りました。パブリックコメントを経て議案の上程に至りましたので、本定例会でのご審議をどうぞよろしく願いいたします。

以上、諸情勢を報告申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております議案第35号から議案第44号までの10議案について説明をいたします。

議案第35号は、「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」であります。

当該補正予算は、繰上充用に伴う令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算について、専決処分をしたので議会の承認を求めるものであります。

内容は、令和2年度の国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、令和3年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1,809万9,0

00円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,766万4,000円とするものであります。

議案第36号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、人権擁護委員、中島京子氏が令和3年12月31日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第37号は、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」であります。

本議案は、「町民の命を守るささぐりづくり」に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の役割と責務を定めることにより、篠栗町に関わる全ての人々が主体となって協働し、もって「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すため、本条例を制定するものであります。

議案第38号は、「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日に施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務について、地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託する規定が盛り込まれたため、マイナンバーカードの再交付手数料についての本条例の規定を廃止するものであります。

議案第39号は、「篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、同法律に沿った字句の改正並びに道路等の有効幅員及び旅客特定車両停留施設の構造に関する項目を新たに追加するものであります。

議案第40号から議案第44号までの5議案は、「令和3年度補正予算」であり

ます。

議案第40号は、「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,538万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ105億8,500万2,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものといたしましては、地方交付税のうち、普通交付税を1,344万1,000円、国庫支出金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,534万5,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金3,550万円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金336万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金3,932万2,000円、県支出金のうち、園芸農業等総合対策事業費補助金246万6,000円を増額し、諸収入のうち、コミュニティ助成事業に係る社会教育課雑入を480万円減額するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費におきまして、財産管理費といたしまして、システム導入委託料、キャビネット移設作業、除菌・抗ウイルス照明設置工事費等1,831万9,000円、情報システム管理費といたしまして、システム導入委託料、カラー複合機購入費等1,298万円、民生費において、児童福祉振興費といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金等3,886万2,000円、衛生費において、予防費といたしまして、抗原検査キット購入費297万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費といたしまして、施設管理委託料、備品購入費等2,192万円、農林水産業費において、農業振興費といたしまして、園芸農業等総合対策事業費補助金246万6,000円、教育費において、各小学校費といたしまして、自動水栓化工事費4,788万6,000円、各幼稚園費といたしまして、感染症・防疫対策消耗品費150万円、総合センター管理費といたしまして、クリエイト篠栗自動水栓化工事費319万円を増額し、社会教育総務費といたしまして、コミュニティ助成事業補助金を480万円減額するものであります。

その他、人事異動等による人件費を2,894万9,000円増額するものであります。

最後に、債務負担行為につきましては、粕屋南部消防組合分担金について、期間を令和3年度から令和7年度までとし、限度額1,016万3,000円の債務負担行為を行うものであります。

議案第41号は、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ43万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,810万3,000円とするものであります。

内容は、人事異動に伴う人件費の増額補正であります。

議案第42号は、「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,249万4,000円とするものであります。

内容は、人事異動に伴う人件費の減額補正であります。

議案第43号は、「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町水道事業会計予算を人件費の補正により、第3条収益的収入及び支出において、支出に867万1,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,380万2,000円とし、収益的支出に対し2,216万1,000円の黒字予算とするものであります。

議案第44号は、「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。

当該補正予算は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を人件費、減価償却費及び長期前受金戻入益の補正により、第3条収益的収入及び支出において、支出から1,387万4,000円を減額し、収益的支出の総額を8億5,444万2,000円とし、収入に57万9,000円を追加し、収益的収入の総額を8億6,981万1,000円とし、収益的支出額に対する1,536万9,000円の黒字予算とするものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 副議長にお願いですが、大綱質疑でございますので、議案に

対してしか質疑がかけられません、その前段の諸般の報告の部分について、どうしてもお尋ねしたいことがあるのですが、許可いただけますでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） ありがとうございます。

町長の諸般の報告の中で、コロナワクチンのキャンセル分等について、町長と教育長はもう既に接種済みというお話がありましたが、ただ、私は町長、教育長のみならず、副町長、総務課長はじめ課長会、行政を、直接住民の皆さんに対して対面であたる行政マンの皆さん方には、ぜひとも優先接種でやっていただいて、一日も早く町が正常に動くためには、住民の皆さんに安心して庁舎に来られる状態というのをつくっていただきたいんですが、その辺りの指針を先に言っていただくと、他の自治体で起こっている、後になって後出しじゃんけんで何か批判を受けるようなことがなくなるので、その辺りの指針があれば、ちょっとお尋ねいたしたいんですがよろしいでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、ありがたいご意見をいただきました。

副町長もぜひとも打っていただきたかったんですが、久山町在住でございまして、そういうこともありまして、久山町でお打ちになられる予定になっておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、25日に福岡県の指針が出ました、という話をいたしました。その指針に基づいて、ただいまお示しいただきましたようなご意見も踏まえて、私ども新型コロナウイルス対策に最前線に取り組むべき、職員も含めて、順次、その重要度に応じて私が判断して、接種させるような体制を組むことにしておりますので、また詳しくは、健康課長からのご報告に併せて私からも補正予算審議の際に申し上げたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 荒牧議員、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） ありがとうございます。終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第35号から議案第44号までの10議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第36号は人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、議案第37号「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」は、委員会への付託はせずに、議員全員による「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例審査特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

なお、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例審査特別委員会」の正副委員長については、委員会において選出することといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、議案第38号と議案第39号の2議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定をいたしました。

次に、議案第35号と議案第40号から議案第44号までの補正予算6議案については、「議長を除く11人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、5番、古屋宏治議員、副委員長は、7番、栗須信治議員です。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

最後に、報告第5号から報告第8号までの4件については、16日の予算審査終了後に、全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第36号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

平山福祉課長。

○福祉課長(平山 智久) 議案の説明をいたします。

議案第36号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所、糟屋郡篠栗町大字津波黒112番地195

氏名、中島京子

生年月日、昭和22年7月25日

令和3年6月10日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

人権擁護委員中島京子氏が、令和3年12月31日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するため。

履歴書等につきましては、次ページに掲載しておりますのでご参照お願いいたします。

なお、任期につきましては、令和4年1月1日から令和6年12月31日まででございます。

○副議長(村瀬 敬太郎) ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(村瀬 敬太郎) 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) 全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時28分

令和3年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月14日(一般質問)

令和3年 第2回 定例会 会議録

日時 令和3年6月14日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番 岩 下 勝 正	2番 藤 木 高 裕	3番 横 山 和 輝
4番 品 川 静	5番 古 屋 宏 治	6番 田 辺 弘 之
7番 栗 須 信 治	8番 村 瀬 敬 太 郎	9番 今 長 谷 武 和
	11番 松 田 國 守	12番 荒 牧 泰 範

欠席議員

10番 阿 部 寛 治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 10時00分

○副議長（村瀬 敬太郎） おはようございます。

本日は、阿部寛治議長が病気加療中で欠席のため、地方自治法第106条第1項により、私、副議長が議長の職務を行います。

また、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことに感謝を申し上げます。傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は、8名でございます。

質問時間は申合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様は議事進行に関してのお願いを申し上げます。

本議会での議論が活発になることが大事であると考えます。多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も、言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、田辺弘之議員。

通告数は、1問です。

○議員（田辺 弘之） おはようございます。

議席番号6番、公明党の田辺です。

今回は、「教科担任制の導入に関して」質問いたします。

公立小学校の授業の一部を、中学校のように担任以外の教員が受け持つ「教科担任制」が、来年度から全国で本格導入される見通しとなりました。

昭和30年代半ばから「学級担任制か、教科担任制か」という議論が活発になりますが、結局、今のところ1人の担任が全教科を受け持つという学級担任制が今日まで続いていきました。

教科担任制とは、「理科」は「理科の先生」というように、担任ではない先生が教えることです。

中央教育審議会が具体的な内容や方法を検討しており、対象は5、6年生で、教

科も全部ではなく、一部になる見通しとなっています。専門性を持った先生が教えることで、よりわかりやすく、質の高い授業にするというのが最大の目的です。

文部科学省の3年前の小学校6年生に対する全国調査では、音楽が56%、理科が48%、算数は7%が導入しており、これをもとに中教審は、導入する教科の例として、英語、理科、算数を挙げております。

教科担任制を取り入れている学校も多く、兵庫や群馬県など、10年以上取り組みが定着している地域もあります。

既に実施している自治体では、主に3つの実施例を行っています。

まずは「交換型」、先生たちが得意な教科を受け持ち授業を交換します。これは、学校や学年ごとに比較的簡単にできるので、既に取り入れている学校が多くあります。

続いて「連携型」、近くの中学校と連携する小中連携や別の小学校と連携する小小連携で、特に小中一貫校は同じ敷地に中学校があるので連携しやすくなっています。

一番多いのは「追加型」、例えば英語の先生を追加で配置するといった方法です。英語や音楽、図工などの先生を追加している自治体が目立ちます。

教科担任制を実施するには、こうした時間割を作ったり、やりくりしたりするのが大変で、全体を管理するコーディネーター役が必要だといえます。

教科担任制は、教員の「働き方改革」というねらいもあり、他のクラスでも同じ授業をするので、全部の教科を教えている今より準備の負担が減ります。

例えば、理科を別の先生が担当すれば、授業だけでなく、計画づくりや実験の準備なども任せられます。その空いた時間に、家庭との連絡やテストの採点、事務処理を進められます。

ただ、先ほどの分類で言いますと、交換型だけで行くと、受け持つ授業数は変わらず、結局、一日中教壇に立つことになります。

また、連携型だけだと、やってくる先生の受け持つ授業が増えて、移動も負担です。

このため、追加型を組み合わせることで効果が上がりますが、それには、教員を増やす必要があり、予算や人材の問題が出てきます。

また、中学校の教員免許では、原則、小学校では教えられないので、文部科学省では、教員免許の在り方を見直す動きも出てきております。

これらを踏まえて、次の質問をしたいと思います。

- ①次年度から始まる「教科担任制」の導入をどうとらえているか。
 - ②現在の小中連携の実態は。
 - ③現在の英語のALT英語補助員の位置づけは。
 - ④篠栗小中学校、各学園の独自の取り組みは。
 - ⑤教科担任制をとることによって教員の働き方改革を推進することができるのか。
- 以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） 田辺議員の「教科担任制に関する」5つの質問に、順次お答えいたします。

まず、次年度から始まる「教科担任制」の導入をどうとらえるかとの質問にお答えいたします。

教科担任制につきましては、小中一貫教育の視点から、歓迎すべき制度であると考えております。校長会においても、指導体制を構築するよう伝えております。昨年度や本年度も、担任外の教員が専科形式で特定の授業を行うという実践がございます。

ただし、この教科担任制には、教員の得意教科や時間割など、学校内で調整すべき内容が多くございます。そのため、各校の校長と協議・検討しながら進めてまいりたいと思っております。

次に、現在の小中連携の実態についてお答えいたします。

篠栗学園、篠栗北学園において、めざす子ども像を共有し、授業の進め方や総合的な学習の内容について、共通実践を進めております。

さらに、小学校6年生が中学校の先生による専門的な授業を受けるという、いわゆる「連携型」の取り組みも進めております。

今後も新型コロナウイルス感染症対策を施しながら、授業交流を強化してまいりたいと考えております。

次に、現在の英語のALTの位置づけについてお答えいたします。

本町に勤務しているALTは、2名おります。そのうち1名は小学校専属、もう1名は小中学校、両方の授業を担当いたしております。この2名のALTは、本町の小中一貫教育の趣旨をよく理解しており、小学校の学習内容と中学校の学習内容をつなげ、また、授業を行う小中学校の教員に適切な助言を行っております。

次に、小中学校、各学園の独自の取り組みについてお答えいたします。

各学園におきましては、小中一貫コーディネーターを中心に、総合的な学習の時間、各教科などで定期的に授業交流を行うなど、できることから進めております。

来年度の小学校の教科担任制の導入を視野に、授業交流に加え、教科教授法の交流、研修会等を取り入れ、前向きに準備を進めているところでございます。

最後に、教科担任制をとることによって教員の働き方改革を推進することができるのかとのお質問にお答えいたします。

田辺議員ご指摘のとおり、教材研究や授業準備に関する負担は減ると思われます。

特に、プログラミング教育や外国語教育といった新教育課程の内容や、理科の実験においては、その効果が高いと考えられます。

ただしそれは、人事を中心とした学校内の調整がうまくいくことが前提となりますので、教科担任制が教員の働き方改革につながるよう、校内人事を調整するなど、準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 再質問はありますか。

田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今のを聞いて、思ったよりもいろいろと進んでいると聞いて安心しました。

ただし、今、少し言われたんですけども、教員によっては、得意な教科とか、そういうばらつきが出るということなんですけれども、GIGA教育でパソコンを1人1台ということで、その中の学習ソフトとかアプリを活用するというのもあり得るのでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） 現在、全小中学生に1人1台ずつ準備をしていますタブレット型パソコンは、クロームブックというタイプのものでございます。

これには既に、インストールされている学習支援ソフトがございますので、それを活用しながら進めてまいりたいと思っております。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにありますか。

田辺議員。

○議員（田辺 弘之） それには、お金が掛かるのでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） これは、フリーインストールというような形でございますので、基本的な内容については掛かりませんが、オプションをすとかいうよう

なことになる、別途お金がかかるかなというふうに思いますが、現時点では、かなりボリュームがある内容になっておりますので、十分だと考えております。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにございますか。

田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今のことも踏まえて、これからどんどん進めていただいて、先生もそれでなくても忙しいのに、少しでも負担が減るように、また今のところ、文科省は大きな指針だけは出しますが、各自治体によって、その裁量が任されているものもたくさんありますので、反対に言えば、子どもたちのために、それを活用して、どんどん知恵を出して行って、よりよい篠栗の子どもたちを育てるために、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（村瀬 敬太郎） 次の質問順位に参ります。

質問順位 2 番、横山和輝議員。

通告数は、1 問です。

○議員（横山 和輝） おはようございます。議席番号 3 番、横山でございます。

通告に従い、質問を行います。

今回は、3 月議会に引き続き、産業団地の事業用地売却に関し、町長はじめ執行部職員の皆さんが、最近盛んに「執行権の範疇」「執行権の行使」といった行政用語を口にされておりますが、具体的にどのように理解して、これらの用語を使われておられるのかについてお尋ねしたいと思います。

最初の質問ですが、町政を遂行するために、執行部に執行権が行使できる権限があるのは当然のことだと理解しております。

しかし、同時に執行権の行使には、法令等の裏付けや手続きに不備がないことが大前提であることも自明の理だと私は認識しております。

したがって、まずは「執行部の範疇並びに執行権の行使について」町長はどのように認識しておられるのかをお尋ねいたします。

次の質問に移ります。

産業団地における事業用地売却については、事業用地の売却予定価格が 7 0 0 万円を超え、なおかつ売却面積が 5, 0 0 0 平米以上となり、条例第 1 7 号の適用を受けることから進出予定の 4 企業との当初契約時に、議会に上程の上、議会の議決を受けております。

しかし、その中で令和 3 年 2 月 2 2 日に契約を締結し、同年 3 月 4 日に議会に上

程され、議決を得た後、同年3月19日に代金が納入された久原本家食品には、手続上何ら問題はございませんが、それ以外の契約を締結している3社については、ある程度の差はあるものの不備があると考えております。それは3社と最初に取り交わした契約書に共通して言えることですが、延滞金に関する項目がないこととございます。

久原本家の契約書には延滞金として未納入額に対し、年14.6%の延滞金を徴収すると明記しておりますが、他の3件についてはその項目がございません。

ただし、極東ファディについては、延滞もなく契約書に沿った形で入金を完了していることから町への実害はございませんが、やまやコミュニケーションズとケアユーについては、町への損害が生じ、不適切な対応と言わざるを得ないと考えます。その理由は、やまやとケアユーは、ともに確定測量後、事業用地残金が確定し、契約書に謳われている代金納入時期に納入できない事情が生じ、入金を延期したい旨の要望書が提出されたとして議会に諮ることなく、大幅な支払い延期を行っていること、そして、さらに、支払い延期が現実味を帯びたにもかかわらず、延滞金の項目が追加されなかったこととございます。

私は、これらの一連の行為は執行権の範疇を逸脱した行為であると思っております。

町長の説明を求めます。

それから、ここで私が情報開示で知り得たことについて少し触れておきます。

それは、ケアユーの代金納入時期の再延期について、ケアユーと町とが取り交わした覚書の内容でございます。この覚書には、はじめて延滞金の項目が設けられておりますが、期間によって利率が大幅に変動しておりまして、令和3年2月27日から令和3年3月26日までは年利0.075%、それ以降になると年利は14.6%になるとの内容でございました。

さらに、やまやと取り交わした代金納入延長に関する覚書ですが、これがケアユーとの覚書内容とも異なりまして、令和3年2月2日から同年3月31日までは年利0.075%、同年4月1日から同年8月31日までは年利0.201%。さらに、やむを得ない理由で納入できない場合、町が承認した場合は、両方で協議し利率を決めるとあり、町の承認が得られない場合は、延滞金として年率14.6%を課し徴収することができるかとあります。

おそらく議員の皆さんは、この覚書を目にした方はいないと思いますが、議員が資料要求しても情報開示しなければ渡してもらえないこと自体問題だと思います。

そもそも議会に諮らなかつた覚書の内容に対し、問うこと自体無意味だと思っておりますので、ここでは情報提供にとどめます。

また、令和2年度の歳入に少額でございますが、この関係の金額が延滞金という名目で含まれるかと思ひます。根拠のない入金が含まれるのは問題でございますが、このことにつきましては、監査委員にお任せすることとし、次に移ります。

3月議会での答弁で「進出企業から事業費支払いの延期要望書について郵送で受理しているが、それ以前に関係会社の方と事前に打ち合せを行っている」とのことでしたが、具体的に執行部の誰と企業側の誰が、どこでどのような協議をされたのかをお聞かせください。やまやとケアユーの2社について説明をお願いいたします。

さらに、確定測量後面積及び最終売却価格が決定したことにより、議会に提出するための覚書をケアユーと取り交わした日付と同じ日に、ケアユーから支払い延期の要望書が提出されていますが、事前に打ち合せを行えたのであれば、このようなことはならなかつたと考えます。納得のいく説明をお願いいたします。

また、ケアユー購入予定の事業用地面積及び売却価格が確定したことから、覚書を取り交わし、その後9月議会に議案を提出し、可決しておりますが、このとき既に、支払い延期の覚書を取り交わし、契約内容を変更しているにもかかわらず、そのことが全く反映されていないことを3月議会でもお聞きしましたが、その後、議会に対して説明がなかつたことから、そのことに対する説明を最後に求めたいと思ひます。

以上です。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいま横山議員から「篠栗北地区産業団地の事業用地売却による執行権行使について」ご質問をいただきました。

ご質問の各項目については、まず、まちづくり課長から答弁をいたしますのでよろしくお願ひします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） まず、執行権の行使についての認識を尋ねることですが、私たち地方公務員は、法治主義の原則に基づき事務の執行を行っているものでございます。その点から申しますと、当然法令等に則った事務手続を行わなければならないものでございます。

次に、篠栗北地区産業団地への進出企業のうち、株式会社やまやコミュニケーションズ、ケアユー株式会社、極東ファディ株式会社の売買契約書には、未納入金に対する延滞金の明記がない。また、株式会社やまやコミュニケーションズとケアユー株式会社には、議会に諮ることなく大幅な支払い遅延を認めており、これらのことが執行権を逸脱した行為であるとのことのご意見でございますが、株式会社やまやコミュニケーションズ、ケアユー株式会社、極東ファディ株式会社の3社につきましては、産業団地造成工事の完了を迎える前に売買契約の締結が行えたことから、担保となる売買代金の2割を契約保証金として納入いただきました。この契約保証金につきましては、売買契約書に所有権移転前の町の解除権として設定しており、一定の理由による途中契約解除の抑止を図っていたものでございます。残りの3社につきましては、造成工事完了後の契約となったことから売買契約締結後、町議会の承認を得て、納付書を発送し、売買代金を一括で納めていただく流れとしていますので、担保となるものがございません。このことから、契約上定めた支払期限を遅延する場合、町が承認するやむを得ない理由に該当しなければ、延滞金を徴収するようになっているものでございます。

また、株式会社やまやコミュニケーションズとケアユー株式会社の清算金の入金延長に関しましては、令和2年9月17日実施の篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会や令和2年第4回定例会の一般質問でもお答えしましたとおり、株式会社やまやコミュニケーションズとケアユー株式会社の2社ともに新型コロナウイルス感染拡大による国が発出した非常事態宣言を受け、その影響を見極めるために半年ほどの猶予延長を求められたものでございます。今回の措置は、国の経済を揺るがす一大事であることから、進出企業側もアフターコロナを見据えて、新たな拠点となる本町への進出にあたり、今後の企業の在り方を今一度検討する期間が必要だったと解しているところでございます。

なお、この延長により町の借入金に対する相当分の利息負担につきましても、新型コロナウイルスの影響が要因であり、国も企業に対し支援を行っているさなか、本町が応分の負担請求を行うことは、倫理的にも難しいとお伝えしていたところでございます。

また、なぜ議会に諮らなかつたのかとのことですが、納付期限猶予に伴う変更につきましては、「篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に則り、議案としての上程は行わず、その都度議会にもご説明させていただいているところでございます。

以上のことから今回の措置は、執行権の範疇であると考えております。

次に、清算金支払い延長要望について要望書が提出される前に事前に打合せを行っているとのことだが、その内容を具体的に示してほしいとのことですが、最初は、進出企業の代表者が執行部との面談を申し込まれるパターンや事務方のトップの方から相談を受けるパターンがございます。それを受けて、進出企業に町長と私で訪問しまして、清算金延長を要望される理由や企業の現状報告を受けます。その後、企業の要望を書面で受ける必要があることから要望書を提出していただき、清算金延長の可否を判断しているところでございます。

次に、ケアユー株式会社の支払い延期の要望書の日付と覚書の日付が同日であることは理解しがたいとのことですが、これらの事前協議を含めて、速やかな手続きを行ったことから同日となったものでございます。

次に、令和3年第1回一般質問で、横山議員から虚偽の議案を提出しているとのことご発言があった件につきまして、ご質問の内容を整理しますと、令和2年第3回定例会で議決した議案第74号の土地代金清算に関する覚書、確定測量による面積変更に伴う売買価格の変更でございますが、この第5条に「本覚書において規定する事項を除き、原契約書は本覚書の締結後も引き続きその効力を有するものとする」と記載がある。

提出された議案第74号は、原契約との間に支払期限を延長する覚書（令和2年7月30日締結）を交わしているため、原契約の変更を引き継がず、第3回定例会に提出されており、町議会に対し虚偽の議案を提出したことになるとのご発言の件でございますが、令和3年4月26日に、まちづくり課にて横山議員にご足労いただき、ご説明差し上げておりますが、議会での説明をとのことですので説明させていただきます。

本町は、進出企業との企業立地に関する協定、売買契約書、売買契約書変更に関する覚書は、業務委託契約を行っております株式会社FFGビジネスコンサルティングを介し、弁護士の方にチェックをお願いしているところでございます。

その弁護士からの見解は、次のとおりでございます。

原契約というものは、更新されれば、最新のものが原契約となる。

令和2年9月11日に締結した土地売買代金清算に関する覚書における「原契約」の定義に、令和2年7月30日に締結した土地売買代金の支払いに関する覚書に原契約の定義が示されなかったとしても、解釈として土地売買代金清算に関する覚書における「原契約」には、当然、土地売買代金の支払いに関する覚書で修正さ

れた内容も含むものと考えられる。

今回締結している全覚書に記載のある「原契約」について定義づけする方が望ましいと思われるが、必須ではなく法的に問題ないとのことでした。

以上のことから虚偽ではなく、正当な議案でございます。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 再質問ありますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 答弁ありがとうございました、と言いたいところなんですけど、こちらでちょっと答弁を聞いていると、あんまりよくちょっと聞こえなかったところもあってですね、申し訳ないんですが、重複した質問をするかとも思いますが、そのときも、先ほど答弁されたことを言っていて結構ですので、よろしくお願いいたします。

まず一つです。

同じ進出企業に対して延滞金の項目があるケースとないケースがございますね。それ自体が私は問題だと思うんです。なぜなら、平等性、公平性が欠けているからだと思いますけれども、今、答弁したかもしれませんけれども、これは問題じゃないでしょうか。

その点、質問いたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 先ほどお答えいたしましたとおり、造成工事が完了前に、今回3社に関しては、契約を締結することができました。

その契約を事前に行えたということで、途中で契約解除されるというのも、うちも契約した中で困る状態になりますので、その中で2割の保証金という形をとっておるといところで、そこは担保しておったところでございます。

次に、残りの3社に関しましては、造成工事が完了後に契約締結ということになりますので、もうそこは、一括してお金をいただく形にして、それが入金していただいた後に、引渡しの手続きに入るとい流れを組んでおります。

そういった点から代金を支払われなかったことに対しての利息を設定しておるといことで、今回そこら辺の工事が完了する前と完了した後といところで、そういった契約の違いといものをつくっているところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 先ほどの答弁でございますね、やまや、ケアユー、極東ファディ、

工事完了前、工事開始前か完了前かに契約したので2割の着し金をいただいていると、ですので、それが補償金として延滞金の項目をつけてないと。

かわりに久原本家とか工事が完了した後、工事が完了しますので着し金はいりませんよね。一括して払ってもらおうので延滞金の項目をつけた。これ、どういう意味ですか。

着し金ってですよ、言ってみれば手付金じゃないですか。その代金の一部ですよ。保証金でもないです。着し金、保証金というかもしれませんけれども、手付金ですよ。言ってみれば、内金ですかね。

延滞金は、ペナルティですよ。その罰則金です。外金っていうんですかね、ちょっと外金というかどうかわかんないですけども。

性質が全く異なるわけですよ。

それを着し金イコール延滞金のような答弁をされましたけれども、それは違うんじゃないんですか。

なぜ、その着し金イコール延滞金になるのかですね、ちょっとわかりやすく説明してもらっていいですか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長どうぞ。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 着し金という言葉じゃなくて、契約保証金という形で説明を差し上げたところでございます。

その違いというところが先ほど申しましたとおり、工事が完了する前にそういう契約ができた、ということで、まだ引渡しができない状況で契約というものを行っております。

そういったところで、そういう違いが出ているというところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 私が言っているのはそういうことじゃなくてですね。

着し金をもらったから延滞金をつけなくてもいいのか。

また、着し金をもらってないので延滞金をつけたのか。

それは、やっぱりイコールじゃないと思うんですね。

今までの契約もそういうことをされてきたんですか。

着し金をもらっているから、それが補償金だと言って、延滞金はつけません。

それか延滞金をつけちゃいけないルールがあるのか。

久原本家は14.6%という、もうあれが正常だと思います。

延滞金をつけたわけですから、ほかの企業もですよ、そこで平等性がないじゃな

いですか。

ほかは延滞しても、じゃあ、そこの2割は払うんですか。

払わないですよ。

あれは代金の一部ですから。

撤退するときはそれは補償金になりますよ。

でも、延滞金とは別なんです。

やっぱり、そこはちょっと納得がいかないの、納得いくような説明をしてもらってよろしいですか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） この利息を徴収するかしないかというところですね、先ほどもお答えしましたとおり、今回コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、企業側も大変な目に遭われてあるというところで、町としても何とかそこら辺は、契約を続けていってもらおうというところもありますし、また、企業側としても、いろいろな体制を、もう一回立て直して進出したいというところを酌んで、今回そういった利息を取ってないというところがございますので、そういう観点から、先ほど申しました回答とつながるところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） そもそもその決め事を誰が決めたんでしょうか、というのが1点と、「新型コロナウイルスによって売上げが落ちた」であったり、「所得が減った」ので、そこを考慮して、そういうことをされたとおっしゃいますけれども、それ、町民だったらですよ、町民の方も、新型コロナウイルスで所得が減ったり、事業者だったら売上げが減ったりしていますよ。

そうした人たちに、今年はもうそうだね、もう税金要らないよ、町民税も要らないよと、固定資産税要らないよとか言いますか、言いませんよねそんなこと。

言ってみれば、町の独断ですよ、1企業に対して損失を与えないように便宜を図ったわけですよ。

これ____じゃないですか。

私は、それはね、許されるべきことではないと思うんですけども、そうでないと言ったら答弁をお願いします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） そこ____とおっしゃられるところが理解、ちょっと難しいところではございますが。

町としては、篠栗町に本社を移転して、この町に来ていただいて、その後の、やはり創業される中で、雇用の創出とか、今から篠栗町にやっていただくことが大きいものがあるというところで、そういったところも含めたところですね、判断しているところでございます。

これは議会でもご説明差し上げておったところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと素朴な疑問なんですけれども、町はですよ、その企業にとって一体何なんでしょうかと。

事業がですね、何十億も赤字を出しているこの事業ですよ。議員に説明したと言いますけれども、延滞金の話、していませんよね、そもそもが。

議会に諮らず議員に説明せず、企業は売上げが落ちているからちょっとそこら辺を考慮して延滞金もつけないようにしました、そんなことで成り立ちますかと。

そんなその公平性がないんです。その答弁だと。

それ公平性があると思いますか、それで、もう一度答弁してもらっていいですか、そこ。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 議会にもご説明差し上げておるところではございます。

この延長については、新型コロナウイルスの影響が要因であり、国も企業に対し支援を行っているさなか、本町も応分の負担請求を行うことは、倫理的にも難しいということで、利息は、この分は負担をしないということで議会にご説明を差し上げているところでもございます。

公平性とおっしゃいますが、先ほどもお答えしましたとおり、町に今後の効果とか、まちづくりと一環というところも企業側と一緒に進めていこうという話で、各企業側とも相談して、今協議を進めておるところでございます。

そういったところを総合的に勘案したところで、今回このような判断に至って事業を進めておるというところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほどが議員に説明したと言いますけれども、議会に諮ったんでしょうか。少なくとも諮ってないですよね。

議会に諮らずですよ、17号もございますし、なぜ、その17号という条例があるのに対して、諮らずに執行権の範疇でそういうことを行ったのか。

これは条例違反だと思うんですよ、それは。

条例違反じゃないというのであれば、そこを答弁してもらってよろしいですか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 条例違反じゃないというところでのお話でございますが、今回、「篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」には、変更に関する定めがございません。そのようなことから議案書に示しております項目、所在地、面積、売却額、売却方法、売却の相手方に変更が生じた場合、議会にお諮りするようにしているところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 確認いたしますが、先ほどの課長の答弁17号の解釈について、町長も同じ見解でよろしいですか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 私も同様の見解でございます。

先ほど来、課長とのやり取りをいろいろお聞きしている中で、議員のご質問の疑問点はわかりますが、それはあくまでも横山議員の疑問点なわけでございますが、横山議員の意見としてお承りすることは、私どもも重々貴重なご意見としてお承りするわけでございます。

私どもは、議会として、議会に対して、執行権を行使する際に議会の議決をいただき、議会の総意に対して、いろいろ決定に対して、私どもも対応しているわけでございます。

今、縷々お話のやり取りがありましたことにつきまして、横山議員が「これは重大な問題だ」と、議員として、これはやっぱりちゃんとしっかりした対応しておかなければいけないなというご意見があるようでございましたら、これは確実に議会でお諮りいただいて、議会として、これまでのことも含めて、今後についてはこういうふうにしようという議決をいただいて私ども執行部側に対応を求められるっていうのが議会の在り方として、今後進められるべきではなかろうかと思っております。

この一つの事案に対して、私どもは、執行権の範囲である、法的に間違っていないという意見をずっと言っております。

横山議員は違うじゃないかという同じ事象に対して、片方側と反対側から見れば当然それは原因が違うのは、ままあることではなかろうかと思います。

ただ、これをずっとやり取りしていても生産性がないわけでございますので、今後、議会として、あるいは篠栗町の議会として、いわゆる地方自治法に決定される議会の範疇を超えたけれども、ここまではやろうというような議決をいただいたようになれば、私どもも真摯に受け止めて議会の議決に対して、誠実に対応していきたいなと思いますので、そういう考えでおるところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにございますか。

横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほど町長が、あまりにこのやり取りが、生産性のないやり取りだとおっしゃいましたけれども、最後にちょっと一つだけ質問させてください。

先ほどの17号に関してです。

執行部の答弁はですね、条例通りに行けば、金額と、面積以外のことは執行権の範疇でできると、金額と面積を決めるときのみは、必ず議会に諮らなければいけない。

そういうふうに聞こえたんですけれども、その認識でよろしいですか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 先ほどの「篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の件でございますが、先ほど申しましたとおり、変更が生じた場合の中にそういう規定がございませんので、町としては、先ほどの項目、所在地、面積、売却額、売却方法、売却の相手方、そういったものに変更が生じた場合、議会にお諮りしておりまして、その他の変更に関しては、特別委員会とか、そういったところでご説明を差し上げておるところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員、どうぞ。

○議員（横山 和輝） 仮にですよ、その解釈で話を進めますと、例えば契約を結ぶときですよ、町にものすごく優位な条件を契約書に謳っていたとしましょう。

それを見た議員はどう思うか。こんだけ町にプラスになるんだと、利益が出るんだと、とても反対するわけがない。もう当然賛成だということで可決されたとしましょう。

その後ですよ、その優位な条件を執行権の範疇で取り除くことも可能だということですか。さらに、それだけではなくて、不利な条件を付けることができる。議会に諮らずですね。

今の解釈だとそういうことが可能になるわけですよ。

一体その条例のどこを読んでね、そういった解釈になったのか、ちょっと私はちょっととても理解できないので、条例のどこを読んで、そういった解釈になったのか、そこを最後ちょっとお尋ねします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 先ほども申しておりますが、条例の「篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」、これにそういうことが明記されていないというところで、町としてはそのような判断をさせていただいているところでございます。

そういった変更が先ほどの出されたお話の中で、有利な契約を進めておって、その後不利な形に持っていくというお話でございましたが、当然私たちも、町が不利になるような契約を進めておるわけではございません。

そういったところでは、もうその範疇では、今後のことも総合的に勘案して判断をしているというところでご理解いただければと思います。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 不利なことをするかしないかの問題を私は言っているわけじゃないんですよ。可能かどうかを聞いているんです。それは、執行権の範疇で可能ですか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 三浦町長、どうぞ。

○町長（三浦 正） 先ほど申し上げましたけど、だんだんその仮にという形でのやり取りの説明を求められているわけでございますが、それに対して私どもが可能かどうかとかいうようなことをこの場でお話するような内容ではないのではないかというふうに思っております。

一つひとつ、私どもも具体的な案件の際に、いろいろ協議しながら皆様方にお諮りするときお諮りする、議会の決定に倣うときは倣う、そういう状況でございますので、「可能な」「仮に」の説明のやり取りをここでするつもりはございません。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） わかりました、次の質問に行きます。

次の質問ですけれども、そこも先ほどの最初の答弁がちょっとよく聞こえなかったもので、よろしかったらもう一度答弁してもらいたいんですが、要望書が出される前に、企業の方とお話をされたということで、その日時しか、ちょっとよく聞こえなかったもので、どこで、誰が、協議されたのか、そこを確認してもよろしいで

すか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長どうぞ。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 清算金の支払い延長要望についての件でございますが、要望書が提出される前に、事前に打合せを行っているというお話についての件でございますが、最初は進出企業の代表者が執行部との面談を申し込まれるパターンや事務方のトップの方から、まず相談を受けるというところがございます。それを受けて進出企業に町長と私で訪問しまして、清算金延長を要望される理由や企業の現状報告、こういったものを受けて、その後企業の要望書を書面で受取る必要があることから、要望書を提出していただき、清算金延長の可否を判断しているところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） その協議の記録は、情報開示すれば当然出してもらえたりしますか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 町としては、そういう情報開示する資料としては持っておりませんので、情報開示でお出しできる資料はございません。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 町長とまちづくり課長で行かれたわけですね。

公務で行かれたわけですね。記録がないなんてことがあるんでしょうか。

見せれない、見せれないと言いますか、記録はそもそもあるんですか。もう全くないんですか。

そこを教えてください。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） まず、この延長を受付ける際、最終的に要望書をいただきまして、町の中で、執行部の中で、協議をいたしまして、延長を受入れるって判断になりますと、私たちそういうところで、手続上、起案という形をとりますので、その中に、そういった事情というものを明記したところで決裁をとっていきますので、そういった記録は残っております。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 記録がないので、そこはこれ以上尋ねませんが、要望のお話をされたわけですね、延滞の要望ですね。

常識的に言ってですね、相手方はやっぱり一流企業ですよ。企業側からですね、

延滞金の申し出はなかったんですか。

それですよ、延滞金を要らないと明言されたかどうかわからないんですけども、それは町側がそういうことを言われたのかどうか、その点お答えください。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） この決裁をとる中で、その協議をとるところで、延滞金というのは、先ほど申しましたとおり、なかなかとることが厳しいというところで、うちの方から延滞金というところの請求を行ってないというところがございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） わかりました。

町側から延滞金は要らないと明言されたんですね。

わかりました。この質問はこれで終わります。

次の質問ですけれども、3月議会で、これまたちょっと今の答弁がよく聞こえなかったもので、重複して答えてもらうことになるかもしれませんが、3月議会で指摘した9月議会の覚書について質問しますが、ケアユーの面積確定に対する覚書締結が令和2年の4月17日、延期に関する覚書締結日が令和2年7月30日ですね。

そして、議会上程日が令和2年9月2日なんですけれども、ただ、この9月2日に議会に上程された覚書が2つあるのに対して、はじめの面積確定に対する覚書しか出てなかったわけです。

もう既に、金額が、延長していること、覚書を交わしていたにもかかわらず、この9月議会では説明すらなかったわけです。

そこで一つ確認します。

このときですね、この9月議会を上程するときに、町長また担当課長、もうその売買の延長をですね、知っておきながら一言も説明しなかったんですか。

そこを確認します。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 説明というのは、議会に対してという意味ですかね。

先ほどもお話ししましたが、今回のこの土地売買金の延長に関する分に関しては、議会にお諮りする案件ではなかったことから、今回、そこはご説明は差し上げておりませんが、その後の特別委員会等でご説明差し上げておったところがございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほども言いましたけれども、何十億も赤字を出している事業のですよ、売買代金が延期されるわけですね。

それを説明しないっていうのはどうかと思いますし、先ほど答弁で、後の9月の産業団地の特別委員会で説明したとおっしゃいましたけれども、あそこで出されたのは要望書です。

あそこで覚書すら出してないんですよ、議員にですね。

そこで議員ではじめて、こういった延期の要望書が出てきます、という話は聞きましたけれども、まずそれはね、今の答弁は間違っていると思います。

私は、そのとき要望書に対してですよ、確約書はとってないのかと特別委員会で質問しましたけれども、そのときの担当課長の答弁は、「確約書はない」とその場で言ったんです。

それだけで嘘の答弁ですけども、そこは、今回一般質問の通告に載せてないんで、これ以上聞きませんけれども、ここは1回ちょっと撤回してもらいたいところだと思うんですけども、どうでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 熊谷課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 確約書っていうのは覚書のことでしょうか。

私の中でちょっとそこら辺、9月の特別委員会におきまして、その要望書が上がっていることの段階で、延長を、こういう形で出ているという話を差し上げた記憶は当然ございます。

そのときに、覚書が締結しておったかどうかっていうところの具体的な話までしたとかちょっと記憶にはございませんが、その中で延長されるという流れであるということは、お話ししておったところで認識しているところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 横山議員。

○議員（横山 和輝） わかりました。これで質問を終わりますが、最後に少しだけお話をさせていただきます。

何の話をするかといいますと、執行権の範疇の解釈についてですね、少しお話をしますが、町長が過去ですね、執行権の行使によって住民から訴訟され、違法判決を町が受けたことがございます。

そのお話を少しさせていただきます。

読み上げます。

平成17年4月から8月にかけて、町は町立や認可保育所に入所した児童の保護者10名について、所得に応じて定めた保育料の算定を誤り、計約110万円を少

なく徴収したことがあったとのことでした。

その後、その対応策として町の規則を改正し、保護者の責任でない場合は遡って差額を徴収しないと定めたため、住民の方から住民監査請求がなされましたが、当時の監査委員の見解は、「町の対応に問題がなかった」との結論だったようです。

その後住民訴訟となり、その結果、平成19年10月18日に定められた保育料額の賦課及び徴収を怠る事実が違法であるとの判決を町が受けております。

私は、この裁判同様ですね、今回の答弁も含めてですけれども、執行部の行政行為は、議会軽視の違法行為であると考えております。

ですから、本来であればですね、百条委員会を開いて、徹底的に、追及、解明していかないといけない事案だと思うんですけれども、ただ、百条委員会は、私の一存でできることではございません。

それに、これは何ていうんでしょうか、そうですね、議会を侮辱するわけではないんですけれども、今この篠栗町の議会ですら、百条委員会に理解を示してもらえないかといったらですね、それは難しいんじゃないかと思えます。

ですので、これから先は、もうこの議場で話しても、すれ違いの見解の相違ということが続くと思いますので、これは町民の一人として、できることを進めていこうと決心し、これから準備に入るつもりでございます。

それで、もうこの議場でやりあうことはなく、私も今日の答弁ですら、17号の解釈についても、とても納得できるものではありませんし、そもそも違法行為だと私は思っています。

あとはですね、法廷で決着をつけたいと、そのことだけ申し上げて質問を終わります。

以上です。

○副議長（村瀬 敬太郎） 次の質問順位に参ります。

質問順位3番、品川静議員。

通告数は、1問です。

○議員（品川 静） 議席番号4番、品川静です。

今回は、子育てのことに関して、町民の方と話す機会が増えて、いろいろ考えることがありましたので、そのことについて質問させていただきたいと思えます。

子育てをする世代を取り巻く環境は、コロナ禍でさらに厳しいものになっております。近年、多様化している犯罪等から子どもたちを守るためにも、地域での見守りの必要性が高まっています。

そのような中で、子育てで、手助けやリフレッシュが必要な方へ、ファミリーサポートセンター制度に対する期待というのは大きいと思います。

このところ、子育て世代ではない方や、子どもを持たない方とも、子育てについて話すことが多くありました。町で、自分に何ができるのか、と考えている方は少なくありません。が、この制度への理解や認知度がまだ低く、制度が十分に活かされてないのではと感じました。

地域での子育て機能を強化するためにも、今回この制度の実態について質問させていただきます。

まず、令和2年度の会員数は、まかせて会員の提供会員が43名、おねがい会員の依頼会員は233名、どちらも登録されておられる両方会員が30名です。

依頼会員数は、該当者の何割にあたるのか、また、今年度の募集状況についても教えていただきたいと思います。

それから、依頼会員数と比較すると、やはり提供会員数がとても少ないのが課題だと思われませんが、増員するために現在行っていることがあれば教えてください。

それから、会員になるためには、依頼会員は原則1回以上、提供会員は5回の全ての講座を受講する必要があります。今後講座を受講しやすくするためにもオンライン受講などは可能なのでしょうか。

あとは、提供会員と依頼会員のマッチングなどはどのように行っているのか。

それから、この活動のコロナ禍での影響はどのようなものだったのか。

この制度を使って、例えば、お子さんのお迎えを依頼する場合、1時間600円と民間のサービスに比べて安いとは感じますが、ひとり親世帯などの低所得者へのサポートはどのようなものがあるのか。

高齢者からの依頼などで子育てサポート以外の活用は可能なのか。

以上について回答をお願いします。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

松岡こども育成課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） それでは、品川議員の「ファミリーサポートセンター制度における子育て支援の実態を問う」のご質問にお答えいたします。

まず、ファミリーサポートセンター事業についてご説明申し上げます。

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けたいものと援助の提供を行いたい者との相互援助活動の調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推

進するとともに、共働きの子育て世代や、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的に実施するものでございます。

平成28年10月から久山町と合同で本事業を立ち上げ、こども育成課内にファミリーサポートセンター事務局を設置し運営を行っておりましたが、令和2年度からは、篠栗町社会福祉協議会へ業務委託をして事業を実施いたしております。

それでは、ご質問の内容が複数にわたっておりますので、順次お答えいたします。

まず、依頼会員数は、該当者の何割に当たるのかとのご質問ですが、小学生以下がいる世帯が対象とすれば、約12%くらいでございますが、実際の利用状況は、小学生低学年が約1割、未就学児が約9割と大半を占めておりますので、未就学児世帯を対象と考えればその割合はもう少し高くなってくると推測されます。

次に、今年度の募集状況についてですが、募集は年3回行っており、今年度は6月、11月、それに来年2月に講習会を行う予定でございます。

6月の講習会は、19日（土曜日）からオアシス篠栗で行います。

現在、申込みを受付けている最中で、6月9日現在で依頼会員8名、提供会員3名、両方2名の13名の方から申込みがある状況でございます。

次の提供会員を増員するために行っていることはとのご質問ですが、広報ささぐりや町ホームページなど町の媒体にて周知しているほか、年4回発行しています会員向けの会報にて依頼会員の方に提供会員への登録をお願いしているところでございますが、思うように増員していないのが現状でございます。

提供会員を増員しなくてはとの問題意識はありますが、その方法等については検討課題であると認識いたしております。

次の講座のオンライン講座は可能かとのご質問ですが、大勢の方が集まる講座等において、現在の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からもオンラインによる講座の必要性は感じておりますので、Wi-Fi環境や設備が完備されれば可能であります。ただし、全ての講座がオンラインでできるわけではございません。講座の内容が座学のような講習であれば可能でございますが、実技を伴う講習、例えば救命救急講習の場合には、会場での受講が必要となってまいります。今後の状況によって、一部オンラインでの受講等について検討してまいりたいと思います。

次の提供会員と依頼会員のマッチングはどのようにして行われているのかについてですが、これは相互の条件を専任のアドバイザーが調整しマッチングを行っております。

次に、活動のコロナ禍での影響はどのようなものかのご質問ですが、令和元年度

の実績は563件であったのに対し、令和2年度は239件と半分以下に減少しております。これは、会員相互が対面することを避けたり、コロナ禍における生活様式等の変化により、需要が減少したものと推測され、新型コロナウイルスの影響があったと認識しております。

次の低所得者へのサポートはどのようなものがあるかのご質問ですが、ひとり親世帯については、ひとり親日常生活支援事業の子育て支援を適用して、ファミリーサポートセンター事業と同様の内容の支援をより安価な負担で提供いたしております。

なお、ひとり親世帯でかつ非課税世帯には負担金はございません。

最後に、高齢者からの依頼など子育てサポート以外の活用は可能かのご質問ですが、ファミリーサポートセンター事業は、子ども子育て支援交付金を受けての事業でございますので、申し訳ございませんが、高齢者からのご依頼はお受けすることは本事業では出来ません。

以上で、品川議員からの一般質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 再質問はありますか。

品川議員、シールドもありますし、マスクを外されて結構です。

○議員（品川 静） 答弁ありがとうございます。

募集に関してなんですけれども、町の媒体で周知をされているということでしたが、広報ささぐりの募集の方は、私の方も拝見させていただいているんですが、町のホームページとかで検索していくと、募集情報が前回の2月のままになっており更新されておりました。

今や情報を得るといのは、インターネットが主流になっていると思いますので、最新の更新とか、そういう情報は、ホームページや、公式のSNS、フェイスブック等あると思いますので、タイムリーに反映してほしいと思います。

また、新しいアプローチも必要になってくるのではと思いますので、開始したそのテレビのdボタンや公式のLINEの活用をですね、そちらもなるべく早く対応していただきたいのですがいかがでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 松岡課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） ホームページでの講習会の更新が滞ってありましたことにつきましては、申し訳ございません、直ちに最新情報に更新したいと思います。

なお、今後は定期的な更新を行いますとともに、社会福祉協議会のホームページ

へのリンクもできるように検討したいと思います。

また、ご指摘いただきましたLINEやdボタン等につきましても、積極的な活用をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにございますか。

品川議員。

○議員（品川 静） では、その講座のことなんですけれども、まかせて会員の方、提供する側の会員になるには、講座全部を受けなければいけないというところで、またちょっとハードルが高くなるのかな、という印象がありまして、その回数を減らせないかということで、ちょっとご質問したかったんですが、あと日程に平日が含まれているということで、例えば仕事をされている方は、短期間の間に何度か仕事を休まなければいけないというところで、全部を受講するというのが、かなわないというのもありまして、そういうものですね、例えば動画受講などでフォローがしていただけるのであれば、会員になりやすくなると思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○副議長（村瀬 敬太郎） 松岡課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） 提供会員が受講する講座の回数を減らして会員を確保しては、というご提案ですが、本来提供会員が受講しなければならない講座カリキュラムは9項目、講習時間は24時間が望ましいというのが要綱の中にあるんですが、会員の負担をなるべく少なくするため、必要最低限の講座を厳選しておりますので、さらなる削減をすることは、相互援助に必要な知識の欠如につながるものと考えられます。

会員相互が、安心、信頼して相互援助が行える環境を構築するためにも、現行の講座の受講は必要であると考えておりますので、年3回の講習会がございますので、いずれかで受講していただきますようお願いしたいと思っております。

しかしながら、動画配信による受講などについては、動画や受講したことが確認できるシステムの整備などについて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（村瀬 敬太郎） 品川議員。

○議員（品川 静） サポートの質を落とさないとか、知識は必要であるということは理解していますが、どうしても、その講座の印象が、まかせて会員になると決心された方というか、なるための講座という印象が強いな、と私自身は感じるんです

が、お話を皆さんで聞いていただくと、何か手助けできる、この余った時間でできないかという方とかがですね、まず、1回でも参加できるような、ちょっと自由度が増すと、取りあえずそれを受けてみて「やってみようかな」って思えたりということにつながっていくのかなということで、受講者の選択枠が広がるような講座のイメージづくりといたしますか、そういったことも検討していただければうれしく思います。

それですと、あとは提供会員になると考えたときに、ある程度、皆さんに共通の不安、活動への不安っていうのがおありのようなので、そのことをちょっと質問したかったんですが、保険などのサポートはちゃんとされているんですけども、最初からいきなり子どもを自分1人預かるということに不安がある、という声がありまして、例えばそれが2人体制とかでグループで協力し合って、お子さんを預かるというようなことは可能なんでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 松岡課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） おねがい会員さんが負担する負担金というのがございます。この分を例えば2人であったりとか、グループの方で受領されるっていうことをご了承できるのであれば、皆さんで保育されるというのは、問題はございません。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにございますか。

品川議員。

○議員（品川 静） その費用の負担部分というのは、やっぱり課題になりますが、あずかりの初回からの数回っていうのは、例えば2人体制でもいいよみたいな感じで、サポート、費用面も含めて、行政の方で支援していただけると活動も始めやすくなると思いますし、また双方の会員にとっても、安心材料にもなると思いますので、利便性も増すと考えられるかなと思いますので、あとはですね、講座を修了した方が提供会員として活動を始めやすくしていただきたいというところでいうと、子どもを預かる場所というのが基本、自宅ということになっていると思うんですけども、これもまた自宅でケガさせたらとかですね、今、子どもを入れるっていうことにやっぱり抵抗がある方っていうのも多いんですけども、例えば、子どもを預かる場所ということで、例えば児童館とかでサポートを行うということは可能なんでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 松岡課長。

○こども育成課長（松岡 秀策） 児童館では、未就学児は保護者同伴であればご利

用できるようになっております。

子どもの安全が確保できる場所として、会員間で合意があれば児童館でお預かり保育をされることは、問題はございません。

以上です。

○副議長（村瀬 敬太郎） 品川議員。

○議員（品川 静） では、公民館とか児童館での預かりを個々でできるということであれば、それもいいんですけども、できれば提携されているというふうにシステムとして整っていると始めやすいかなと思うので、活動しやすくなるようにということ踏まえて、その辺を検討していただければありがたいと思います。

子育てのニーズというのが今多様化しております、対応にご苦労もおありだと思いますが、せっかくの事業なので、やっぱり正しく認知してもらって、該当する方は、どんな理由でも子どもを預けられるよっていうことすら知らない方もいらっしゃるのでは、広報活動等も含めて、それならサポートできるよというふうに、サポートする側の手も挙がりやすくしていただくように、安心安全の活動ができるシステムづくりも併せてお願いしたいと思います。

質問は、以上で終わります。

ありがとうございました。

○副議長（村瀬 敬太郎） ここで、始まりまして1時間を過ぎておりますので、休憩にしたいと思います。

再開は、11時20分からにしたいと思います。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時20分

○副議長（村瀬 敬太郎） それでは、再開いたします。

質問順位4番、栗須信治議員。

通告数は、1問です。

○議員（栗須 信治） 議席番号7番、栗須信治です。

「森林火災の備えは」について質問いたします。

日本では、最近5年間、2014年から2018年の平均で見ると、全国で毎日約3件の山火事が発生し、約2ヘクタールの森林が燃え、約100万円の損害が生じていると林野庁が発表しております。

今年2月21日に、栃木県足利市で起きた火災では、鎮火まで約9日間かかり、山中にある神社が全焼いたしました。原因は、ハイカーの火の不始末と断定されて

おります。

2月25日には、群馬県桐生市で発生し、原因は山の中で杉の葉を燃やしていた際に、火が山に燃え移ったと見られております。

4月22日には、群馬県みどり市で発生した火災は5日目に鎮火し、原因は住宅で発生した火災が山に燃え移ったと断定されております。

3件とも防災ヘリによる散水が行われております。

6月1日には、福岡県糸島市で森林約300平方メートルを焼く火災が発生しております。約1時間半で鎮火し、原因は、麦畑の野焼きが山に燃え移ったようでございます。

4件とも原因は人為的要因によるものであります。

さて、篠栗町は約7割が森林で、その中に家屋はもとより、観光資源であります篠栗新四国霊場や森林セラピーロードが点在しております。

森林火災は、ひとたび起きると、早期に消火しなければ広範囲に燃え広がる可能性が高く、大規模化すれば森林だけではなく、家屋まで被害が及び、貴重な山林を消失してしまいます。

軽度の森林火災であれば、時間はかかるものの、その場所に再び森林が回復し、生態系も戻るかもしれませんが、重度の火災となると、環境の回復には長い年月がかかり、多大なコストを要することになります。

森林火災は、一般火災に対する消火活動とは著しく異なり、現場到着の遅延から生じる初期消火の困難さや、全般的に地理的条件が悪く、かつ、消防水利はほとんど利用不可能な場合が多いため、消火活動は極めて困難であります。

森林火災への備えをどう考えているのか、以下の点について尋ねます。

①自然水利や防火用水の整備・管理状況はどうなっているのか。

②平日昼間の消火活動にどれだけの人員確保が出来ているか把握しているのか。

③消火活動の基本的な対策をどのように考えているのか。

④林野管理者や所有者に対し、予防対策や連携をどう構築しているのか。

⑤大規模森林火災に対応できる応援体制やマニュアルは作成してあるのか。

⑥人為的要因による森林火災を防ぎ、防災意識を高めるため、どのような啓発活動を行っているのか。

以上、6点お尋ねします。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、栗須信治議員の「森林火災の備えは」について、冒頭、私から若干お話を申し上げます。

ただいまのご質問の前段で縷々お話がございましたが、今年も冬場の空気が乾燥した時期に各地で山火事のニュースがございました。

特に、足利市で2月21日から3月15日まで両崖山一帯で起きました山林火災は、標高251メートルの足利城址を中心とした初心者向け人気ハイキングスポットでの火災でございます。106ヘクタールが焼失し、一時、近隣住民305世帯に対し避難勧告が出されるなど大きなニュースとなりました。足利市消防本部の調査報告によると、出火場所とみられる付近に複数のたばこの吸い殻が落ちており、出火原因は「たばこと推定される」と発表されましたが、我が町にとっては他人事ではございません。

最近、若杉山キャンプ場に多くの来場者があり、ハイカーの入山者も多いことから足利での山火事発生後、若杉山を守る若杉霊峰会長から、若杉楽園より標高の高い場所での防火用水整備の要望をいただいたところでございます。

篠栗町の大事な観光資源を守るために、若杉山だけでなく、町内の遍路道等を禁煙にしていかがかという霊場会関係者からのご意見もいただいております、検討しなければならない時期に来ているなど考えているところでございます。

先ほどにもお話がございましたが、消防庁の発表によりますと、平成27年から令和元年までの平均で1年間に約1,200件を超える山林火災が発生し、焼損面積は約700ヘクタール、損害額は年間3億6,000万円となっております。

一日当たり全国で約3件とお話がありました、そういう山火事が発生していることになるわけでございます。

空気が乾燥している冬場は、我が町でも大変心配な状況が続くことを警戒していかなければなりません。

そうしたことを踏まえて、ご質問の各項目について、総務課長から答弁をいたしますのでよろしく願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） それでは、栗須議員のご質問の各項目についてお答えいたします。

まず、「①自然水利、防火用水の整備、管理状況は」についてお答えします。

山間部における消防水利は、自然水利が中心になりますが、山間部の集落の近くには初期消火のための防火水槽も設置して、山間部の火災に備えています。

山林火災に限らず、火災が発生した場合は、初期消火が重要なため、迅速な水利の確保が必要です。現在、町が把握している自然水利取水箇所は50か所で、防火水槽は昨年度彩り台に新設した2基を加えて11か所となっております。これらの情報は、消防団や地域の方が、少しでも早く水利を確保できるように、本年4月に配布しました「篠栗町防災マップ」に掲載しております。併せて、スマートフォンなどでも確認できるようにデータ化し、町ホームページや公式LINEにも掲載しております。

また、防火用水が適宜、適切に使用できるよう、消防団員が水利等の状況確認、清掃等の維持管理を定期的を実施しており、消防団幹部の会議等で、各地域の水利状況の報告なども行われています。

次に、「②平日昼間の消火活動にどれだけの人員確保ができていますか把握しているか」についてお答えします。

火災発生 の時間や曜日、季節などによっても出動できる団員数は変わってまいりますので、確定した数字を申し上げることはできませんが、昨年度、消防団の火災出場状況では、月曜日と金曜日の10時から15時までの時間帯に2回の建物火災が発生し、どちらも100名を超える団員と約20台の消防車両が出動しております。

続きまして、「③消火活動の基本的な対策をどのように考えているか」についてお答えします。

山林火災において、防火用水が付近にある場合には、市街地の火災と同様、迅速に水利を確保し、消火活動を開始することができますが、そうでない場合がほとんどだと考えます。

まずは、本部班、消防署のタンク車で初期消火を行うとともに、それと並行して複数の消防ポンプ車、小型ポンプを中継し、遠距離送水で水利を確保することになります。

本町消防団は、町の7割が山林であることから、これまでも非常呼集訓練において、山林火災を想定した遠距離送水訓練を中心に、河川や池といった状況の違う複数の水利を使う訓練や、先ほど申しましたタンク車を活用した山間部での迅速な初期消火を行う訓練など、山林での火災に対応するための消火訓練を重ねてきています。

今後も訓練を継続するとともに、後ほど述べますが、火災が大規模化した場合は、応援協定による要請を行うこととしております。

次に、「④林野所有（管理）者に対し、予防対策や連携をどう構築しているか」についてお答えします。

山林火災は、一般的に冬場よりも春先に多いといわれています。冬場に枯れ落ちた枝葉が、春に堆積しているところに、たばこの火やたき火などの人為的要因が合わさり、出火している事案が多いとされております。

山林火災においては、早期の発見が非常に重要となります。林道や町有林を管理する町としましては、福岡県広域森林組合に委託している山林の定期的な巡回に加え、春先には、林道の維持管理等の委託先からの派遣職員、作業班でございますけれども、これらの職員による山林の巡視・監視を強化し、警戒に当たっております。

山林火災では、地形的なことから消火活動が困難になることが想定されますが、本町では、その際に整備された林道があることで、消防車両がスムーズに通行でき、早期に火災現場や水利に到着できると考えます。

また、林道は防火帯の役割も担い、延焼阻止にも寄与することができるため、草刈りなどの適切な維持管理を行い、その効果を高めるよう努めております。

森林所有者との予防対策につきましては、福岡県広域森林組合、森林管理署と連携しながら、山林火災予防啓発の活動、山林内の看板設置などに取り組んでおります。

「⑤大規模森林火災に対応できる応援体制は。マニュアルは作成してあるか」についてお答えします。

福岡県内の全市町村及び消防本部において、大規模な火災や災害に対する「福岡県消防相互応援協定」や「福岡都市圏応援協定」等を締結しており、大規模山林火災等発生の際には、町や消防本部が支援要請を行うことで、県内の市町村、消防団や消防本部が相互に応援する体制が構築されております。

大規模山林（林野）火災のマニュアルにつきましては、町では「篠栗町地域防災計画」に大規模な山林火災が発生した際のマニュアルとして、災害情報の収集・連絡及び情報伝達、活動体制の確立及び救助や消火活動等について、施設や設備の応急復旧活動、災害復旧の方針まで定めております。

また、南部消防本部におきまして「災害対応マニュアル」を策定し、その中で林野火災の特性や火災防御の活動方針が示されており、林野火災に対する消火活動を行う際の指針となっております。

最後に、「⑥人為的要因による森林火災を防ぎ、防災意識を高めるため、どのような啓発活動を行っているか」についてお答えします。

町では、森林火災防止を呼び掛けるポスター及び看板の設置による啓発に加えて、春と秋の防火週間における火災予防運動を実施し、森林火災防止に向けた意識啓発を行ってまいりました。

しかしながら、昨年から今年にかけては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、啓発活動の縮小により、団員による防火の呼びかけや山林等を訪れる方々に対する啓発活動が行えていない状況になっております。

今後は、ハイキングで山に入られる方やキャンプ場利用者に対して行う防火啓発に加え、SNSや電子媒体を活用した森林火災防止の啓発活動を実施して、山林火災防止を呼び掛けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 再質問はありますか。

はい、栗須議員。

○議員（栗須 信治） 防災マップが新しく作成されました。

先ほど答弁にございましたように、自然水利や防火用水も掲載されておりますが、森林火災については一言も触れられておりません。私は非常に心配しておりましたが、ただいま答弁を聞きまして安心をいたしました。

少し確認と再質問をしたいと思います。

2点目の団員の人員確保についてであります。ただいま、本町の消防団員数は約260名でございますが、全国でも70%はサラリーマンと言われております。特に、平日昼間の火災、これに対しましての人員の確保、これ十分に備えていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

5点目の大規模火災の対応ですが、冒頭に述べました火災では、防災ヘリが出動しております。少し飛躍するかもしれませんが、離発着場や取水場所、こういうものも決めてあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 田村課長。

○総務課長（田村 明広） まず最初に、団員の確保でございますけれども、議員がおっしゃられたとおり、サラリーマンが70%程度ということで、当町でも73%の方がサラリーマン、要は、雇われてある方でございます。

先ほど申しましたですけれども、平日の昼間におきましては100名を超えるというところで、全団員の4割程は出動していただいております、ほぼ全ての消防車両の出動はできているということで、団員の努力といいますか、職場のご理解等も進んでおるといことで安心はしておりますけれども、今後減ることのないよう

に、できるところから何か施策を打っていかないといけないというふうには思っております。

次に、山間部の取水場所をどのように決定しているかということでございますけれども、それぞれの取水箇所につきましては、山間部に管轄しておりますそれぞれの各班で水利の点検、また確認等を毎月行っておりますので、その辺りの状況確認は消防団員の幹部の会議等でも報告をしているというふうに聞いておりますので、今後さらに、きちんとデータ化ができるのであれば、そのようにして団員全員が利用できるようなものをつくり上げてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 先ほど再質問の最後に、防災ヘリの件がございました。

実は、来年、福岡県の防災訓練を篠栗町でお受けするというようにしておられます、準備をそろそろ始めるところでございますが、今、ご指摘がありましたような防災ヘリの発着場所、あるいは、その際の取水の仕方等々も具体的に、県の防災担当官等々、あるいは地元の消防署等々と協議しながら、具体的に、迅速に対応できるように、今のご質問の内容を踏まえて、進めたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにございますか。

栗須議員。

○議員（栗須 信治） 今、町長からお答えがございましたが、鳴淵ダムあたりが最適じゃないかというふうに思いますので、申し上げておきたいと思います。

次に、6点目の防災の啓発活動でございますが、森林火災の大半は、人為的要因によって起きております。消火活動による鎮火も主要であります、何よりも火災を起こさない取り組み、消火関係の人たちだけではなく、山や森林の利用者自身が気をつけること、また、住民の防火・防災意識を高めることが重要であります。

ここで参考になればと思い、福井県の対策を紹介したいと思います。

- 1、広報紙による山火事注意の広報。
- 2、広報車からの呼びかけ。
- 3、横断幕、立て看板の設置。
- 4、ポケット灰皿チラシの配布。

などが載っておりましたので、参考になればと思って申し上げます。

そこで提案ですが、子どもたちに森林について関心を高め、森林愛護の精神を養

うために、小中学校で森林火災の予防ポスター標語を募集してはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 田村課長。

○総務課長（田村 明広） 子どもたちによる森林火災予防のポスター制作というご提案をいただきました。

ほかにも子どもたち、夏休み期間中に、選挙啓発のポスター等々を描いていただいたりしておりますので、教育委員会の方にもご相談申し上げまして、できるところから取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 栗須議員。

○議員（栗須 信治） 一言何かご意見がございましたら、お願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） 今、貴重なご提案をいただきました。

森林についてはですね、水源の森の云々とかいうような、林野庁が主催するような取り組みがございますが、森林火災に特化した、そういう取り組みはございませんが、7割が森林というところもございますし、様々な機会にそういう教育の機会がございますので、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○副議長（村瀬 敬太郎） 栗須議員。

○議員（栗須 信治） 最後になりますが、若杉楽園キャンプ場、鳴淵ダム展望台広場では、土日ともなりますと利用者が溢れ、バーベキューなど火を使うことは許可されております。

非常に火災が心配されます。

関係先にパトロールの強化など注意を呼び掛けていただくよう要望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（村瀬 敬太郎） 次の質問順位に参ります。

質問順位 5 番、藤木高裕議員。

通告数は、2 問です。

○議員（藤木 高裕） 皆様こんにちは。

議席番号 2 番、藤木高裕です。

集団ワクチン接種が始まり、執行部の皆様は多大なご苦勞があると思います。皆様の献身的な働きがあって、私をはじめ町民の皆様、いつもと変わらぬ日常を過ご

しております。まずもって、そのご苦勞に感謝申し上げます。

さて、私の質問であります、「ギガスクール構想での現状」を伺いたいと思います。

令和元年に文部科学省から発信されたメッセージ「令和時代のスタンダードとして、1人1台端末環境」こうして始まったギガスクール構想、国家予算規模では、2,000億円を超える資金が投入されております。

その国家プロジェクトを受け、我が町でもタブレット購入金額約1億2,700万円、校内ネットワーク整備工事約8,300万円、電子黒板、書画カメラ購入金額約5,600万円、ほとんどに補助金はついておりますが、多額の金額が投入されているのは事実であります。

今年度に入り2か月が経過しております。そこでまず、教育現場での電子黒板やタブレット端末の活用状況を伺います。

また、今年に入り2度の緊急事態宣言が出されています。本年度は、学校の長期休校はありませんが、いつ学校クラスターにより長期間の休校が発生するかもしれません。昨年9月議会で「準備が整ってからではなく、やりながら学んでいくべきだ」と私は言いましたが、教育長の答弁では「環境が整ってから始めていくつもりだ」とおっしゃられました。今回はその環境が整っております。

そこで、オンライン教育の準備状況と実施実績について質問いたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） 「教育現場での電子黒板やタブレット端末の活用状況について」のご質問にお答えします。

まず、電子黒板の活用状況についてお答えいたします。

電子黒板は、町内の各小中学校の全ての普通教室に書画カメラとセットで常設しており、ほぼ毎時間、教科指導や学級活動、道徳の時間等で活用をしております。現時点では、教師用のパソコンと接続をしての資料提示や、書画カメラから実物を映し出すなどの活用が中心になっております。児童生徒の端末と接続しての活用はまだ多くありませんが、今後活用の幅が広がるよう指導してまいりたいと思います。

タブレット端末の校内での活用も進んでおり、タブレット端末を活用した調べ学習や意見交流を行う学習活動が展開されることが期待されます。それによって、主体的・協働的な深い学びが実現すると考えております。

次に、オンライン授業の準備状況についてお答えします。

町が整備した1人1台のタブレット端末を自宅に持ち帰らせて、家庭の通信環境に接続すれば、オンライン授業はすぐにでも可能になります。

学校から情報を発信する準備も進んでおりますので、オンライン授業が必要な状況になれば、始めることができます。

現在、タブレット端末を貸し出して安全に使用するためのルールづくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 再質問はありますか。

藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 答弁ありがとうございます。

思ったよりも準備状況が進んでいることを聞いて安心しました。そこで、電子黒板や書画カメラ、教科による活用状況のばらつきがあると思いますが、例えば、数学や英語は、特に中学校ではいかがでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） 先日、篠栗中学校で行いました初任者の英語の授業に参加いたしました。そこでは、もう既に、初任者でございましたけど、電子黒板を活用いたしておりました。

活用の在り方としては、生徒に配った学習プリントを電子黒板に映して、そして、そこに回答させるとか。あるいは英語でございましたので、会話の内容を映し出して、そして子どもたちがそれに沿って対話の活動をするというような活用がなされておりました。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにありますか。

藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 初任者の先生とおっしゃられていますが、ベテランの先生の活用状況はいかがでしょう。

もう一つ、電子黒板とタブレット端末での連動等はいかがでしょう。

2つお願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） ベテランの活用状況でございますが、先ほど言いましたように、ほとんどの時間で活用されております。

教師も業務用のパソコンを持っておりますので、それとつないで、その学習の内

容を活用するということは、ベテランの教員でも実施ができています。

それから、1人端末と電子黒板をつないでという、意見交流の活用ということでございますが、これは、まだ、十分どの教員もできるというような状況にはございませんので、これは、今後、そういう技能がある教員が中心になりながら、校内研修を進めていくようにしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

なお、活動の授業はいろんな形で行われておりまして、例えば、体育の授業でも、タブレットパソコンに生徒のそういう演技、技術といいたいでしょうか、そういう実際の実技をとって、そして、それを交流するというような授業は既に行われております。

○副議長（村瀬 敬太郎） 藤木議員。

○議員（藤木 高裕） オンライン教育の準備状況のところで、まだ、持ち帰ってタブレット端末を使わせてはいないとおっしゃられていますが、将来的といえますか、いつぐらいをめどに貸出す予定なんですか。それとも、持ち出すことはあまりなく、学校内で使っていく予定なのでしょうか。

ご意見を伺いたいと思います。

○副議長（村瀬 敬太郎） 太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） できれば貸出しをして、そして、それを活用するというところまでいく、いわゆるオンライン授業を行うということまで参りたいというところでございます。

ただ、先ほど言いましたように、持ち帰ったときに家庭のネットワーク環境につないだときに、ウイルスへの感染の問題であるとかですね、あるいは破損したときの問題であるとか、そういうふうな問題点に対するルールづくりというのをしないといけないんじゃないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにありますか。

1 問目終わりますか。

それでは、2 問目の質問をどうぞ。

○議員（藤木 高裕） それでは、2 問目に入りたいと思います。

1 問目の質問で、現場の状況を伺いました。次は、ICT支援員の方のサポートの現状をお聞かせ願いたいと思います。

質の高いサービスを提供するには、サービスを提供する側の質の向上が不可欠であり、そのためには、研修や勉強会でのインプットや技術面でのサポートが必要で

あると考えております。

次に、教員の労働環境について質問いたします。

福岡県では、令和3年度から令和6年度までの4年間で、時間外在校等時間を年360時間以内、つまり月45時間以内という指針を出しました。これを受けて、現状の教員の残業時間を伺います。

私も議員の仕事とは別に仕事をしており、帰宅時間も23時を過ぎるのは日常なのですが、それでも、校舎内に電気がついていることも多く見受けられます。過労死ラインが1か月に100時間、2か月から6か月前で平均80時間という基準があります。極端に多い人の時間も教えていただきたいと思います。

最後に、教員のメンタルケアについてです。

教職員の相談窓口は、教育委員会にあります。しかし、一部の声ではありますが、教育委員会と学校の関係は密接で、相談した方の情報漏えいリスクと、相談時間が平日の日中で利用しにくいのが実態だと聞いております。

過去3年間の相談件数をお尋ねします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 答弁、太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） それでは、「教員の質の向上と労働環境について」というご質問にお答えします。

まず、ICT支援員のサポートの現状についてお答えをいたします。

ICT機器の設定、接続や操作方法、さらに授業への応用など、ICTの活用に関し、教職員をサポートするICT支援員の配置につきましては、4月28日の臨時会におきまして補正予算をご承認いただき、その後、入札等に係る事務手続を経て、先週6月11日の入札会において委託業者が決定いたしました。

今後、諸準備を行い、7月には、ICT支援員を小中学校に配置し、教職員の資質向上と負担軽減を図ることといたしております。

次に、現状の教員の残業時間についてお答えします。

篠栗町に勤務する県費負担教職員の勤務時間、正確には滞在時間ということになりますが、これにつきましては、昨年7月よりタイムカードで管理いたしております。月ごとの集計結果は、翌月のはじめに、学校全体の集計表と教職員個々のデータを教育委員会事務局に提出させております。

今回は、本年4月における小学校、中学校、それぞれ1校を抽出し、超過勤務の実態をご報告します。なお、4月は、1年のうちで最も業務量が多い月ですので、超過勤務になりやすい月であることを申し添えます。

A 小学校の教職員全体の平均超過勤務時間は、58時間でした。

藤木議員のご質問は教員ということでございましたが、学校から送られてくる全体データは、県費事務職員も栄養職員も養護教員も含まれております。

個人データを見ると、A 小学校で最も超過勤務が長かったのは教員で、1か月の合計が100時間46分でございます。このうち、勤務時間より早くタイムカードを打刻した時間の合計は、11時間9分で、超過勤務時間の約1割は、早出時間ということになります。この教員は、毎日7時前に出勤いたしております。

次に、抽出したB 中学校の超過勤務実態を報告いたします。

教職員全体の平均超過勤務時間は、79時間でした。中学校では、部活動の指導時間が含まれますので、小学校との違いが生じます。

この中学校で、最も超過勤務時間が長かった教員は、153時間40分ございました。この教員が午後10時を超えて在校した日数は、15日ございました。

以上、小中学校それぞれの4月において、最も超過勤務が多かった教員の状況をご報告いたしました。

この実態を踏まえ、教育委員会事務局といたしましては、既に学校長に対し、改善を指示いたしておりますが、今後さらに、教員職員の勤務実態を細かく把握するとともに、早期に改善するよう指示いたしております。

次に、教員のメンタルケアについての町の取り組みのご質問にお答えします。

教員のメンタルケアにつきましては、教職員の健康診断時に、ストレスチェックを導入し、その結果をもとに管理職が定期的に面接を行うなど対応を行っております。また、専門家によるストレスマネジメント、アンダーコントロールの研修も定期的に実施いたしております。

教職員の相談窓口につきましては、業務内容の向上と教育の円滑な推進を目的として設置いたしております。本窓口は、職員の悩みに寄り添い、カウンセリングマインドをもって解決に向かう手助けとするものでございます。

ご指摘のとおり、学校教育課の職員が対応しているため、相談時間は原則として勤務時間内といたしております。しかし、相談内容によっては、勤務時間外に対応できる窓口や、さらに専門的な対応ができる相談機関を紹介いたしております。

なお、過去3年間の相談件数は、2件ございました。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 再質問はございますか。

藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 思っていた以上に、非常に超過勤務の時間が長いと思ったんですけど、民間企業であれば、例えば100時間を超えれば産業医との面談が必須という営業所もあります。

この教職員の業界では、教育長は100時間を超えている方について、例えばもう指導で終わっていくのか、それとも今後、100時間を超える方にあたっては、産業医との面談を義務づけるといったことも考えられているのでしょうか。

ご見解をお願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 太郎良教育長。

○教育長（太郎良 順一） 問題は中身といたしましょうか、どういう内容で超過勤務をしているかということをしっかり把握することが大事だなというふうに思っています。先ほど言いましたように、大体1割が勤務時間が始まる8時15分、あるいは、30分、学校によって若干の違いがあるんですが、それよりも1時間ぐらい前にタイムカードを打刻しているということでございます。

これは、おそらく自家用車の通勤のために、勤務時間にぎりぎりといいたまうか、10分ぐらいの余裕で来ようとするのと、逆に、渋滞に巻き込まれて遅くなるので、早めに来ているというようなこともあるように思われます。

それから、5時を過ぎての勤務については、中学校は、先ほど言いましたように、夏の一番長い時間で7時ぐらいまで部活動があつておりますので、その後に教材研究というようなことをしますと、かなり時間が遅くなるというような状況がございます。

そのように、それぞれ個々の超勤をしている実態とか内容とかいうふうなことが違いますので、まずは、管理者である学校長にその内容を精査させて、そして、削減することができる業務を削減しながら、超過勤務時間を減らしていくというようなこと、それから、校務支援システムというものがございますが、これらを導入することによって、作業時間が縮減されるというふうなことも今後考えられるんじゃないかと思えます。

いずれにしても、これまでもそうでしたが、学校に働く教職員は非常に長く働いているということで、学校の明かりが深夜まで消えないというような、そういうふうなこともございますので、現状重篤な状況にはございませんが、いつ超過勤務によって、心身のバランスを崩して休む教職員が出てこないとも限りませんので、早急に、そこら辺については手を打ちたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにありますか。

藤木議員。

○議員（藤木 高裕） ぜひとも、早急に対応していただきたいと思います。

ここで質問を終わりたいんですけど、最後に定時退校日ですね、民間であればノー残業デーというものがあるんですけど、定時退校日で、その定時退校日ですら、職員会議が夕方6時から入っている、とてもじゃないけど、帰りが遅くなるのが必然だ、という声も聞いております。

その中身を精査する上で、早く帰れる仕組みをつくっていただければなと思っております。

ここを強く要望して私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（村瀬 敬太郎） 次の質問順位に参ります。

質問順位6番、古屋宏治議員。

通告数は、1問です。

○議員（古屋 宏治） 議席番号5番、古屋宏治でございます。

本日は、現在、空き家が大きな社会問題となっていることから、「空き家等の有効活用について」質問いたします。

そもそも空き家問題とは、適切な管理が行われていない空き家がもたらす外部不経済の問題であり、地域住民の生活環境に深刻な影響を与えている社会問題のことで、全国的にテレビ、新聞等で大きな問題となっております。

全国的に人口が減少していくなかで、篠栗町は幸運にも、その立地や環境面から今後も一定の住宅ニーズが見込まれる地域であります。

コロナ禍のライフスタイルの変化で、都市生活者ニーズは、家庭菜園や貸し農園で野菜などをつくるといった、自然に寄り添った暮らしへとシフトしていると思われれます。これは、ある上場企業で東京本社のソフトウェア開発会社のことでございますけども、コロナ感染拡大予防のため、全社でテレワークを推進したところ、福岡市周辺に10名弱の社員が移住し、この時期でありますけども、福岡オフィスを増床したというようなお話も聞いております。

また、5月19日の西日本新聞に糸島市では、空き家活用に補助金、移住・定住促進、登記費用など助成との記事が出ており、「糸島市は、移住・定住を促進するため、空き家の相続登記手続や家財撤去の経費に助成する事業を本年度から始めた。空き家を有効利用することで、地域の活性化につなげたい考えだ。相続後などに1年以上活用されていない戸建て物件対象に、相続登記と家財撤去の経費の50%に

ついて、それぞれ補助することにした。これはそれぞれ上限がございますけども、糸島市の空き家をウェブで紹介している空き家バンクへの登録が条件となっております。糸島市は、移住についてのオンライン相談も昨年12月以降、随時受け付中、今年3月までに26件の相談があった。」という記事が掲載されてありました。

我が町でも、このような移住ニーズを流さず、全国で検索できる空き家バンクなどを活用していただきたいと思います。空き家バンクには、町の紹介ページもあります。篠栗町のPR活動もでき、人を呼び込むことも可能であると思います。ぜひ、空き家バンクの活用をお願いしたいと思います。

空き家を負の遺産ではなく、まちづくりの資源と捉え、移住・定住人口の促進や地域コミュニティ、福祉、経済、観光の活性化につなげていけるような活用ができるのではないかと期待しております。

そこで、以下の質問をいたします。

①我が町の賃貸マンション、賃貸アパートを除く住宅戸数と空き家戸数は。

平成25年、30年、直近をお願いいたします。

②空き家対策計画にある総合窓口の設置、法定協議会の設置検討とあるが進捗状況は。

③空き家対策事業の体制づくりについて。

④空き家を減らしていくための今後の計画は。

⑤多くの方々は、将来問題となるような空き家にしないための取り組みや意識が薄いと思われるが、どう周知していかれるのか。

以上、よろしくをお願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま古屋議員から「空き家等の有効活用について」ご質問を受けました。

議員がご指摘のとおり、各地における空き家問題は社会問題化していること、これについて、私もまさしくその通りと感じているところでございます。

ただいまご質問されました空き家等の有効活用について、答弁の前に少し全体的な状況を述べさせていただきます。

全国的な問題となっている空き家は、都市の空洞化が発生し、これに起因し、環境衛生の悪化や地域コミュニティの低下等、様々な問題に発展する恐れがあります。本町では、依然として住宅需要があるものの、徐々に深刻化している問題であるた

め、事前に体制を整え対策を講じることが重要であると考えております。空き家の解消という端的な解決策を講じるものではなく、都市計画等のいろいろな分野を取り入れ、持続可能な施策へと進めなければなりません。

また、この空き家解消は、令和2年3月策定の「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも記載しておりますとおり、移住定住の促進となり、安定的な町人口の維持につながると考えております。

これまで我が町では、明治区における空き家が火災発生の可能性を生む危険家屋があるとの認識から、区にご努力いただいてかなり改善がなされてきました。

また、他の区においても、近年、空き家の増加は、区の大きな課題となっております。特に、城戸区の国道沿いの複数の空き家について区長からもその対策について都市整備課にご相談をいただいているところでございます。

本日のご質問は、そのような現状を踏まえた上で、街中に存在する空き家の有効活用の可能性についてのご質問であろうかと認識しております。

それでは、ご質問の各項目につきまして、都市整備課長から答弁をいたしますのでよろしく願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 堀都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） それでは、古屋議員の「空き家等の有効活用について」の質問につきまして、1番、「我が町の賃貸マンション・賃貸アパートを除く住宅戸数と空き家戸数は。」のご質問から順を追ってお答えしたいと思います。

5年ごとに実施されております住宅土地統計調査によりますと、平成25年の調査では、持ち家となる住宅戸数が6,820戸、平成30年の調査では、7,260戸となっております。次の調査は、令和5年に実施される予定であり、平成30年の調査結果が直近の数値となっております。

空き家戸数につきましては、平成29年に一度、篠栗町空き家等対策計画策定のために空き家等実態調査を実施しており、265棟を空き家と判定しております。なお、次回の調査につきましては、検討中でございます。

次に、「空き家対策にある総合窓口の設置、法定協議会の設置とあるが、進捗は。」についてのご質問ですが、現時点においては、設置に至っておりません。

まずは、空き家等の対策条例の制定を行い、法定協議会の設置を行いたいと考えております。また、空き家に関する相談につきましては、環境係を窓口として、随時個別の相談をお受けしている状態でございます。

③の「空き家対策事業の体制づくりについて」のご質問につきましては、「空き

家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく法定協議会の構成員は、所有者及び相続人等や納税管理人、空き家が属する区長等及び区長等が推薦する地元に精通した住民代表、区長会から選出した委員、不動産業者、有識者に加え、篠栗町老朽危険空き家対策事業実施要綱に定める調査員及び認定委員会による構成を考えております。

この協議会に諮った結果、利活用可能な物件については、所有者と町内の不動産業及び建設協力会・土木組合などとの連携により、空き家をリフォームするなど、資産として生かせるような取り組みを検討中でございます。

④の「空き家を減らしていくための今後の計画は。」のご質問につきまして、まずは、予防を目的として、現在の空き家に対しては、空き家の所有者や相続人が不在で、今後空き家となる恐れがある所有者に対し、固定資産の納税通知の際に、建物の現況や空き家対策事業に関する情報発信を行い、解消に向けた情報共有が行えるよう体制を整えていきたいと考えております。

⑤の「多くの方々は、将来問題となるような空き家にしないための取り組みや意識が薄いと思われるが、どう周知していくのか。」につきまして、該当する建物所有者等に対しましては、④でも述べましたが、固定資産税の納税通知の際に建物の現況や空き家対策事業に関する情報発信を行いたいと思います。

空き家は、年を追うごとに老朽化し、周辺の居住者に環境面での悪影響を及ぼす可能性があるため、また、土地家屋を所有される方が、当事者意識を持っていただけるような取り組みを検討していきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 再質問ありますか。

古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 2番目の答弁の中で、総合窓口は、条例ののちにとということでございますので、早急に対応をお願いしたいと思います。

その中で、先ほど町長も述べられましたとおり、総合窓口を設置することにより「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の空き家対策と人口対策、これを結びつけ推進していけると私も思っております。

それで、老朽危険空き家対策事業実施要綱というものがございますけども、この中に調査委員会の方がいらっしゃいます。その構成メンバーと、今までに寄附等の申請があったか、また、調査対象となった案件があったのかということがわかればお願いいたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） 堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 長年にわたって、適正に管理されていない老朽危険空き家のうち、所有者から建物及び土地を寄附などがなされたものを除去する事業を目的として、この篠栗町老朽危険空き家対策事業実施要綱を制定しております。

本要綱の調査委員会は、役場の総務課、まちづくり課、財政課、福祉課、税務課、そして都市整備課の各課の係長級にて構成されております。

過去において、3件の相談を受けて調査に入っておりますが、寄附に関する条件や物件の管理者が存在するなどの理由によって、実際の申請、処理には至っておりません。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにありますか。

古屋議員。

○議員（古屋 宏治） ありがとうございます。

今後は寄附等も出てくると思われまのでよろしくお願いたします。

それから、3番目の体制づくりに関してでございますけども、私が考えるには、協議の対象はまず不動産業者であると思えます。業者の方々からは、コロナ前は協議があったと、ただ、このコロナ禍で協議が途絶えているということを知っております。コロナ禍のこの時代に合った対策等を、不動産協会会員の業者の方々には、研究、それから研修会をしてあります。コロナ禍であるからこそ、解決できる空き家対策もあると協議の再開を待っておられますので、リモート会議や少人数での会議を早急に再開していただきたいと思えます。

これは要望でございます。

4番目の空き家を減らしていく計画についてでございますけども、先ほど糸島市の例を申しましたが、所有者が売却や賃貸にと町に相談しやすいように、補助金等の検討をお願いしたいと思えますけどもいかがでございますでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 現時点では、公共用地として利用が可能な空き家及び土地について、所有者からの寄附の申出によって空き家を解体することができる老朽危険空き家対策事業のみでございますが、国の施策や県内の市町村の補助に関する動向を見ながら、また、リフォームや老朽空き家の解体等につきましては、適用可能な補助制度の情報提供及び、これに付帯した支援事業について検討していきたいと思えます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 古屋議員。

○議員（古屋 宏治） ありがとうございます。

相続された方や転勤や老人ホームに入られ、その家を空けることとなった方々が、町に気軽に相談したり、空き家を放置し続けることがマイナスであると気づかれるような支援策の検討をぜひお願いしたいと思います。

それから、5番目の周知の件でございますけども、課長の先ほどの答弁の中に、固定資産税の納付通知の際にということでございますけども、これは郵送になると思います。空き家になって数年は、所有者や親族との連絡がとれると思いますけども、時間がたてばたつほど権利関係も複雑になり、連絡が途絶えてしまうというような、難しい対応になってくると思います。

空き家の管理は、所有者の責務ではありますが、行政としても積極的に空き家を減らしていく努力をしていただきたいと、それで、数年に一度、郵送という一方通行だけではなく、所有者の方に必ず連絡をとっていただき、アドバイスをするというようなマニュアル化といいますか、そういうものが検討できないかと思いますがいかがでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 堀課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 議員がおっしゃるように、所有者や納税管理人など、空き家の管理を行う方の情報が非常に重要であることは認識しております。

この方々に定期的な連絡や情報発信によって、空き家を少しでも減らしていくことが求められていると考えております。

役場内の関係課間の情報共有と連携を含めて、今後、取り組みを検討していきたいと思います。

○副議長（村瀬 敬太郎） ほかにありますか。

古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 最後に、我が町には、30年から40年以上前に開発された団地が幾つもあります。開発当初には、購入された方々は、今では70代から80代になっておられます。核家族化が進み、子どもたちは家を出て高齢者ばかりの団地・組合員となってしまい、そのような地域は自治会活動も支障をきたす事態となっております。

古い団地ほど空き家が多いと思われまので、そこに若い方が購入でも賃貸でも入ってこられれば、地域の活性化にもつながると思います。

また以前、庄区では、空き家を社協が借り上げ、区のボランティアの方々が、街

中カフェとして利用されていたこともあります。そのような地域で事例が出てくれば1件が2件、2件が3件とつながっていく可能性も出てまいります。

老朽空き家の発生を抑制するには、利活用可能な空き家を活用できるうちに市場に流通させることが最も大切なことでもあります。

空き家問題は、所有者を特定し助言や指導、アドバイスをしても改善できず、無反応であったり、経済的理由にしたり、相続放棄や相続間トラブル等で、本当に難しい問題であると思います。

この空き家問題は、解決していかなければいけない大きな問題でありますので、今後、1軒でも空き家を減らしていく対策を早急をお願いしたいと思います。

以上を要望して終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） 午前の会議はこれまでといたし、休憩としたいと思います。残余の質問は休憩の後、13時より行います。

休憩 午後 0時24分

再開 午後 1時00分

○副議長（村瀬 敬太郎） 質問順位7番、荒牧泰範議員。

通告数は1問です。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

1点町長にお尋ねいたします。

「コロナ禍における災害時の対応を問う」ということで、篠栗町はこれまでもこの梅雨時から台風の季節にかけて、甚大なる被害を受けた豪雨災害や暴風災害を経験しておりますし、近年の気象変化で、場合によってはそれを上回る災害が起こる可能性もある中、去る5月12日から福岡県も3回目の緊急事態宣言の対象区域に加えられました。

初動の遅れから、いまだに遅々として進まないワクチン接種の現状を見ると、希望する町民全員が2回の接種を終えるのがいつになるのかわからない状況であります。

このような中で被災しますと、当然ながら、避難場所での家族以外との距離の確保や、医療機関との事前協議などが必要となりますが、避難所での感染や医療機関の受入れ拒否などが起こらないようにしなくてはなりません。

避難所の消毒や換気はもとより、発病・発熱者についても、避難所の使用を断わるわけにはいきませんから、その方たちを隔離するための簡易の負圧室の完備や、大規模災害で医療機関の受入れ能力を超えた場合や、コロナ感染で医療機関への受

入れ拒否にあるときの、ある程度の設備を備えた待機場所の確保なども必要と思われませんが、町としてどのような対策を講じていらっしゃるのかを教えていただき、加えて、確認までに、各緊急避難所がどのような災害に適しているかをお示してください。

よろしく申し上げます。

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 荒牧議員の「コロナ禍における災害時の対応について」の御質問に答弁をいたします。

その前に、議員におかれましては既に御承知のこととは思いますが、町民の皆様のために、2点御説明をいたしたいと思えます。

1点目は、避難所等の種類についてでございます。

一般的に「避難所」と呼ばれている施設には2種類ございまして、災害の発生するおそれがあるときに開設し、緊急かつ一時的に難を逃れるために避難する施設を「指定緊急避難場所」と定めており、篠栗町では、クリエイト篠栗、町内の体育館、小中学校等を指定しております。

また、災害で自宅が被災し、自宅に戻ることが出来なくなった被災者が生活再建の準備を整えるため一定期間滞在する施設を「指定避難所」としておりまして、篠栗町では各区の公民館に加え、「指定緊急避難場所」の一部も「指定避難所」を兼ねることとなっております。

2点目は、災害時における新型コロナウイルス感染者等に係る福岡県と篠栗町の役割分担についてであります。

新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者に関する氏名や住所等の情報は、県のみが管理しておりまして、町への情報提供は、平常時には行われておりません。

また、感染者については、県が調整して、指定医療機関や宿泊療養施設への入院等の措置がなされており、災害時や災害発生が危惧される状況においても、その調整は県が行うこととなっております。

しかしながら、病床不足等の事由で自宅療養者となっている場合もあり、県による避難受け入れ調整に時間がかかる場合や、御自身の判断で、町の施設に避難されるといった場合は、町での対応が必要となってまいります。

また濃厚接触者についても、基本的には県において、情報を管理しているため、町が避難情報を発令したときに、県が対象者に避難するかの確認を事前に行い、対象者が町の施設に避難を希望する場合には、町に対して濃厚接触者の情報提供が行われることとなっております。

以上が現在の状況における説明でございました。

そうした点も踏まえまして、荒牧議員の御質問にお答えいたします。

篠栗町では、「避難所運営マニュアル」及びその別冊として「新型コロナウイルス感染症対策版」を作成しており、避難者が指定緊急避難場所等に避難した際の検温や健康観察、消毒や換気、発熱者の隔離などの方法を定めております。

議員の御質問にあります感染者及び発熱者を隔離するための簡易負圧室につきましては、簡易陰圧装置を使用し、感染者を隔離したブース内の空気圧を陰圧にすることで、感染拡大を防ぐ施設であると考えております。

現在、町では、国、県の指針を踏まえ、避難場所等では、感染者と他の避難者との接触がないよう専用の別室を準備し、出入口やトイレなどを分け、動線が重ならないように隔離することで感染拡大を防ぐこととしております。

また、災害の状況にもよりますが、1時間に1回以上の換気を行うことに加え、施設内の共用部分の消毒を定期的に行うこととしていることもあり、今のところ町にて簡易負圧室を配備するといった状況にまで至っておりませんが、引き続き県内及び郡内の感染状況等を注視しながら、コロナ対策を含めた安全な避難環境について検討してまいります。

次に、大規模災害時における感染者の待機場所の確保につきましては、福祉避難所でもあるオアシス篠栗を想定しており、発災直後には発熱者専用として使用することも検討しております。

また、災害の種類や感染者の状況にもよりますが、施設が不足する場合は、町施設の追加利用や県の施設の使用要請、民間の宿泊施設等の借り上げなどもあわせて検討しております。

次に、各指定緊急避難所がどのような災害に適しているかについてですが、基本的には、どのような災害にも対応できる施設を指定することとなっております。

ただ、萩尾分校については、土砂災害警戒区域に含まれており、近隣道路の被災状況によっては孤立する恐れもあるため、土砂災害時には、他の指定緊急避難所への避難を促すこととしております。

また、台風接近に伴う避難については、暴風により窓ガラスが割れる危険性もあ

るため、窓が大きな体育館ではなく、クリエイト篠栗や小中学校の校舎等を利用することとしております。

以上でございます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 再質問はありますか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 冒頭に丁寧に説明していただきました緊急とそうでない場合、ただ、コロナのおそれのある方もしくは発熱者を、動線を分けるというお話でしたが、緊急避難場所、大きな施設はいいんですが、私が負圧室を用意していただきたいと思うのは、通常の公民館と、そこだと非常に動線を分けるというのは難しい話だろうと思うんで、グラスファイバー性のビニールの負圧室、そんなに高価なものじゃないと思うので、でっかいところじゃなしに、各区に一つずつぐらいの配備をしていただきたいという意味でお尋ねしておりますので、一つ御一考いただきたいと思う。

その分に関してはいかがでしょうかね。

○副議長（村瀬 敬太郎） 三浦町長。

○町長（三浦 正） 緊急時の対応についての御要望、御質問でございましたが、今お話しのような装置につきまして、ちょっと私どもも研究いたしまして、早急に対応できるようであれば、検討したいと思います。

○副議長（村瀬 敬太郎） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） よろしくお願ひします。

それで、総務課長にお尋ねですが、防災マップ、先日新たに作成されておりますが、例えば緊急避難場所の中だと、今、萩尾分校が孤立する恐れがあるんでということっていう口頭でのお話ですが、あのマップの中に、例えば、山王ですか、山王公民館なんていうと、背後に、土砂災害指定区域でしたっけ、抱えておりますよね。そういうところを、果たして、風のとくにでしようけど、地震や洪水のときに使わせていいのかっていう意味からしたら、あのマップに、各避難所に、風のマークと地震マークと雨マークで、どれに適してますよ、適してませんよなんていうのは、記入しておいたほうが、町民の皆さんはわかりやすいと思うんですが、その辺りの見解は、どんなふうですかね。

○副議長（村瀬 敬太郎） 田村総務課長。

○総務課長（田村 明広） はい。

冒頭、町長のほうから「指定緊急避難場所」と「指定避難所」ということで、御

説明申し上げておりますとおり指定緊急避難場所ということで、緊急に難を逃れるということで指定しておりますのが、クリエイト篠栗ですとか、町の体育館と、オアシス篠栗でございます。

各区の公民館におきましては、それではなくて、被災された方が自宅に戻ることが出来なくなったために、生活再建の準備を整えるため、一定期間滞在する施設として、指定避難所として、各区の公民館を、町のほうとしてはしておるところでございます。議員が今おっしゃられた、一時的に難を逃れる「指定緊急避難場所」は、今のところ、その各区の公民館は指定しておらないわけでございますので、まずはその一時的に難を逃れるということで、クリエイト篠栗ですとか、町立の体育館のほうに避難をしていただきまして、難が去った後に、被災の状況によって、ある程度一定期間、自宅に戻ることが出来ないという方が避難する、それが指定避難所でございますけれども、そういったところで、公民館のほうを想定しております。

その一定期間、自宅のほうに戻れない方の中に、コロナ感染者の方がいらっしゃるということでございましたら、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、オアシス篠栗ですとか、別の町の施設、あるいはその民間の宿泊所等を借り上げるといったことで対応してまいりたいと思っております。

○副議長（村瀬 敬太郎） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） いや、総務課長、私の聞き方がまずくて申し訳ない、土砂災害だ何だというのは、主に大体篠栗小学校区域で、足の不自由な方、高齢の方とかいうのは、なかなか城戸の山奥から今の緊急避難場所まで来いって言われてもなかなか難しい、となると、どうしても近くの公民館に行ってしまう恐れがある、そのときに、ここは雨風危ないですよ、ここ地震が危ないですよ、という表記をしておけば、選ばれることなく、ほかのところに行っていただけるんじゃないか、という意味でお尋ねしてるんですが。

○副議長（村瀬 敬太郎） 田村課長。

○総務課長（田村 明広） 表示することは、非常に簡単でございますけれども、災害自体が多種多様でございますし、同じ雨・風でも、向いているところと向いていないところ等々もございますので、その辺りの表示につきましては、また、しっかりと検討いたしまして、できることであれば、そのできるところから、取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（村瀬 敬太郎） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 最後に、災害時であろうと、町民の皆さんの身体、生命を守

るために、ワクチン接種というのも強力に押し進めていかなくちゃいけないんですが、コロナワクチン担当の健康課の栗原課長、50周年記念体育館は逃げ込んでいいんですかね、今。

50周年記念体育館は、避難所として逃げ込んでよろしいんでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 栗原健康課長。

○健康課長（栗原 俊孝） はい。

今のところ集団接種会場として、記念体育館をしております。

総務課長とも協議しているところでございますけれども、避難場として取り扱うには、ちょっと今の状況では、設備等がございますので、急には出来ないということで話しております。

それで、従来、記念体育館を避難所としておりましたけれども、その分を篠栗中学校の校舎を利用しての避難ということで進めようということで、今話しているところでございます。

よろしいでしょうか。

○副議長（村瀬 敬太郎） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） はい。

50周年記念体育館は使えないと。

ただ近隣の方は、以前指定してあった篠栗町勤労者体育センターとか篠栗中学校の体育館とか使われるおそれもありますので、これ2つはもう御承知のとおり、震度幾つかで倒壊の恐れがあるんで記念体育館を建て替えろうなんていう話になるんで、その辺りの周知も、住民の方に十分していただきますように要望して終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

次の質問順位に参ります。

質問順位8番、岩下勝正議員。

通告数は1問です。

○議員（岩下 勝正） 議席番号1番、岩下でございます。

本日ラストの質問者になります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、篠栗町の現在における防犯対策について、一言お尋ねしたいと思います。今現在、篠栗町の防犯に特化した観点から質問させていただきます。

近年、車社会の中では、ドライブレコーダーが普及してきており、事故時の分析、あるいは画像の解析による交通災害の防止等、及び警察当局の捜査協力等、非

常に多くのメリットが推奨されております。

また一部の商業店舗や個人住宅でも、防犯対策としての防犯カメラを設置して、自己防衛もしくは犯罪防止の処置を講じてあるところも多数見受けられます。

本来、防犯といいますのは、地域の方々の連携と協力において、見守っていくというのが基本であろうかと思えます。

我が篠栗町では、地域の区による夏の防犯パトロールや、年末の消防パトロール等、町民の方々が自警し防犯活動を行っていただいております。

非常にありがたく感謝しております。

福岡市では、防犯対策の手法として、繁華街や拠点箇所にも多目的利用の防犯カメラが多数設置してあり、所轄署管内でも、未公表の防犯カメラが設置してあります。

犯罪有事の場合や、初動捜査の有効な武器でもあり、防犯にはなくてはならない必修機器として、推奨されております。

犯罪の抑止セキュリティーの強化として、篠栗町にも、駅周辺あるいは小・中学校の通学路危険箇所等々、防犯カメラを設置して、自己防衛もしくは犯罪防止の一環として、安全安心のまちづくりを強固にしていく必要があるかと思えます。

そこで質問いたしますが、我が篠栗町での防犯対策としての防犯カメラの設置があれば、状況をお尋ねしたいと思えます。

よろしくお願いたします。

○副議長（村瀬 敬太郎） はい。

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 岩下議員の「篠栗町の現在における防犯対策について」の御質問にお答えいたします。

篠栗町が設置している防犯カメラの設置状況につきましては、町の施設である小・中学校、篠栗駅東側自由通路、立体駐車場、カブトの森運動公園及び町立町民体育館などに合計45台の防犯カメラを設置しております。

基本的には、町の施設を管理する目的で設置しているものでございますが、周辺道路等の状況を確認できる箇所もあり、実際に防犯カメラ付近で事件が発生した際には、警察への情報提供を行い、事件解決につながったという事案もございました。

また、町内を巡回する3台の防犯パトロール車を初めとした、庁用車33台にはドライブレコーダーを設置しております。

議員御指摘のとおり防犯カメラの設置については、犯罪抑止及び犯罪捜査に大き

な効果が期待されております。

しかしながら、繁華街など、犯罪が多発する地域では有効に活用されている一方で、住宅地が多い本町では、設置する場所によっては、住民や一般住宅などが写り込んでしまうこともあり、設置に当たってはプライバシー保護の観点も含めた慎重な検討が求められている状況でございます。

今後につきましては、犯罪が発生しやすいと思われる場所や防犯上効果的な場所について、粕屋警察署とも協議を行いながら、パトロールの強化や防犯灯の増設など対策をした上で、必要であれば、プライバシー保護に十分配慮した防犯カメラの設置も含めて、防犯に係る対策を進めてまいりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○副議長（村瀬 敬太郎） 再質問ありますか。

岩下議員。

○議員（岩下 勝正） はい、御答弁ありがとうございました。

40数基の防犯カメラを設置してあるということで、私も非常に安心な気持ちがかみ上げてまいりました。

篠栗町は、テレビの取材も多く、人流の多い町でございます。やはり防犯を強固にして安全安心のまちづくりということで、ぜひとも危険箇所等々またありましたら、追加で設置するというので、検討していただきますよう要望して質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（村瀬 敬太郎） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。

散会 午後 1時21分

令和3年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月18日(採決)

令和3年 第2回 定例会 会議録

日時 令和3年6月18日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	岩 下 勝 正	2番	藤 木 高 裕	3番	横 山 和 輝
4番	品 川 静	5番	古 屋 宏 治	6番	田 辺 弘 之
7番	栗 須 信 治	8番	村 瀬 敬 太 郎	9番	今 長 谷 武 和
		11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

10番 阿 部 寛 治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○副議長（村瀬 敬太郎） おはようございます。

本日は、阿部寛治議長が病氣加療中のため欠席で、地方自治法第106条第1項により、私、副議長が議長の職務を行います。

また、定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、本日は、報道関係者及び議会事務局の撮影を許可いたしております。

本日の日程に入ります前に、6月14日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

会議録作成にあたり一部聞き取れない言葉などがあります。発言に際しては、常に録音されていることを認識し、最大限マイクに近づき、ゆっくりかつ明瞭に発言するよう、再度お願いをいたします。

なお、発言内容を慎重に検討し、一部、文言及び字句等の訂正と取消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」〔令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」〔令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,809万9,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ27億6,766万4,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、

省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。以上報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第37号「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」を議題といたします。

本案は、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例審査特別委員会」に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例審査特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第37号「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」

本議案は、「町民の命を守るささぐりづくり」に関する基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の役割と責務を定めることにより、篠栗町に関わる全ての人々が主体となって協働し、もって「町民の命を守るささぐりづくり」の実現を目指すため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

本条例は、全世代における孤立化を防止するとともに、孤立化する人を町民みんなので支えあい、助け合い、人と人との繋がりを大切にして、共に生きる地域づくりや人を大切にする思いやりの心を保ち続けるため、「町民の命を守るささぐり

づくり」の基本を定めるものであります。

本条例は、篠栗町の全ての住民の命を守るための規範として位置づけられるもので、この条例の趣旨を最大限に尊重して、取り組みを進めるとともに、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、本条例との整合を図るものとするものであります。

この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第38号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第38号「篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」本議案は、デジタル社会の形成を図るための関連法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、令和3年9月1日に施行されることから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務について、地方公共団体情報システム機構から市区町村長に委託する規定が盛り込まれたため、マイナンバーカードの再交付手数料についての本条例の規定を廃止するものであります。

この条例は令和3年9月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第39号「篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第39号「篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、同法律に沿った字句の改正並びに道路等の有効幅員及び旅客特定車両停留施設の構造に関する項目を新たに追加するものであります。

この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第40号「令和3年度篠栗町一般会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億7,538万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ105億8,500万2,000円とするものであります。

主な歳出では、総務費において、新型コロナウイルス感染症対応事業費に伴う、システム導入委託料及び備品購入費等に3,129万9,000円。

民生費において、子育て世帯生活支援特別給付金等に2,000円。

衛生費において、予防費及び新型コロナワクチン接種事業費に伴う、施設管理委託料、物品借上料及び備品購入費等に2,192万円。

農林水産事業費において、園芸農業等総合対策事業費補助金246万6,000円。

教育費において、各小学校の自動水栓化工事費、各幼稚園の感染症・防疫対策消耗品、クリエイト篠栗自動水栓化工事等に5,257万6,000円を補正するも

のです。

主な歳入では、地方交付税 1,344万1,000円、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等 1億6,352万9,000円。

県支出金、園芸農業等総合対策事業費補助金、246万6,000円を補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論をおこないます。

討論ありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第41号 「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第41号、「令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ43万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,8

10万3,000円とするものです。

補正予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第42号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第42号「令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,249万4,000円とするものです。

補正予算の内容は、全て人事異動に伴う人件費です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決

いたしております。以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第43号「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第43号「令和3年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出867万1,000円を追加し、収益的支出の予定額を5億5,380万2,000円とするものです。

なお、収益的支出額に対し2,216万1,000円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は全て人事異動に伴う人件費です。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第44号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第44号「令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」

本議案は、令和3年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的収入57万9,000円を追加し、収益的収入の予定額を8億6,981万1,000円とし、収益的支出1,387万4,000円を減額し、収益的支出の予定額を8億5,444万2,000円とするものです。なお、収益的支出額に対し1,536万9,000円の黒字予算とするものがあります。

補正予算の主な内容は、人件費、減価償却費及び長期前受金戻入益です。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（村瀬 敬太郎） ただいまの、委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

無いようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) 全員賛成と認めます。

よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、発議第1号「篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(村瀬 敬太郎) 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第2号「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議」を議題といたします。

発議第2号を事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

○議会事務局長(佐伯 和久) 「新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し、敬意と感謝の意を表する決議」

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるう中、我が国では令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。

本町においても、これまでの国の緊急事態宣言の発令を受け、町民生活はもとより、特に検査・医療・緊急搬送の現場は、これまで経験したことのない危機に直面している。

全国的に特に医療従事者が、いわれなき偏見や差別をうけているとの不本意な報道がある中、本町において感染者数が減少傾向に向かっているのは、感染リスクにさらされながら緊張が続く現場での医療従事者の方々の自らの危険をかえりみぬ献身的な努力によるものである。

よって、篠栗町議会は、医療従事者をはじめ、新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々とその家族に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。

令和3年6月18日 篠栗町議会。

○副議長（村瀬 敬太郎） 本案も、議員全員による発議でございますので、直ちに採決を行います。

発議第2号について、本案に賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（村瀬 敬太郎） 全員賛成と認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました、委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（村瀬 敬太郎） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何かは発言することがございましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和3年第2回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案件1件、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」をはじめ、専決処分承認を求めることについて1件をはじめ、令和3年度補正予算案6件の、上程いたしました10議案全てにつきまして、可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

本定例会においてご議論いただき、可決・承認いただきました10議案の中で、議案第37号、「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例の制定について」は、本年3月の事件発覚後、継続的に議員の皆様と協議をしましてまいりました、最重要案件と言えるものでございました。

ここで、本日に至るまでを少し振り返ってみたいと思います。

令和2年4月18日に発生した篠栗町での5歳児衰弱死事件は、私の里篠栗を自負する私たち町民にとって大変衝撃的な事件でございました。

令和3年3月2日の警察による保護責任者遺棄致死事件発表以降、新聞各紙、テレビでの報道等は、幼い子を死に至らしめた2人の容疑者の社会常識を超えた行動と犯罪性が、国民の耳目を集めた日々が続きました。

そうしたなかで、3月4日開会の令和3年篠栗町議会第1回定例会全員協議会の中で、事件に至るまでの現場の対応等の経過を説明した上で、「今の時点では、警察によって事件の詳細が明らかになるのを待つほかはない」と報告いたしました。

議員の皆様からは、幼子などが衰弱死に至った経緯を確認する過程で、「どこかでこの子を救う道があったのではないか」、「議会として私たちは何かしなくていいのか」との声を多くいただきました。

その後、報道機関の警察への取材により、私たちも事件の真相をより深く知ることとなりましたが、連日、町長である私自身に対しても、町内外から様々なご意見を電話や手紙、SNSなどで頂戴いたしました。そうしたなか、議会の皆様の発信、町内外から寄せられた様々なご意見を繰り返し咀嚼し、整理する過程で、今回の事件の場合もさることながら、DVやネグレクト、生活困窮、育児ノイローゼや鬱、あるいは家族が自ら命を絶つ場合など、幼くして、命を絶たれるケースは様々な考えられる。

町長や町議会議員並びに行政職員は、今回の驚天動地の事件報道に埋もれなんとしている幼き子が衰弱死するに至った経緯をしっかりと検証し、二度とこうした幼い命が奪われることのないよう、「町民の幼い命を守る」町民行動の指針を作

るべきではないか。

については、できるだけ早い時期に、これまで分野別で行動していた「青少年健全育成推進協議会」や「子育て世代包括支援センター」、新たに作る「篠栗町子ども家庭総合支援拠点」、「地域学校協働活動」など、関係すると思われる組織を総動員して、一緒に行動していくことのできるような、「篠栗町の子どもの命を守る条例」を制定し、町民同士が互いに篠栗町の子どもの命を守ることに真正面から向き合い、現在の希薄になった人間関係を、新たなつながりを保ち続けることのできるよう、子どもから大人、お年寄りまでの地域の人間関係を再構築すべきと考え、今回の不幸な事件を繰り返さない、「篠栗町の幼い命をしっかりと守る」ための、町民全体が互助の精神で行動するため、議会の皆様のご意見をしっかりと賜り、早期に「篠栗町の幼い命をしっかりと守る篠栗方式」を実現したいと、3月16日の令和3年第1回定例会の閉会挨拶において発信いたしました。

そのような令和3年第1回定例会の経緯を経て、4月9日に議会全員協議会の開催をお願いいたしました。

その会議では、町から篠栗町の子どもの命を守るための行動を町議会の皆様とともにスタートするために、行動のための条例づくりや予算措置を行って「篠栗町の幼い命をしっかりと守る篠栗方式」を実現したいとの方向性を議会にご説明いたしました。

その場において議員の皆様から数々の貴重なご意見を賜りました。今回の案件は、篠栗町に居住する家族の中の幼い命が失われたことに端を発したものではあるが、条例を制定し、新たな行動指針を決めるに当たっては、町民全体の大切な命を守る行動指針とすべきであるとのご意見を篠栗町議会の総意としていただきました。

そうしたご意見を踏まえ、執行部において、検討、議論を重ね、命を守るべき対象を「子ども」だけではなく、「すべての町民」とする方針に変え、篠栗町「町民の命を守るささぐりづくり」条例の素案を4月26日の全員協議会でお諮りし、「町民の命を守るささぐりづくり」を進める上で重要となる住民、活動団体、事業者、議会、町長、町職員の責務と役割を定めることにより、みんなが主体となって協働し、町民の命を守るささぐりづくりの実現を目指すという方向性をご確認いただきました。

その後、4月30日からのパブリックコメントを経て、本定例会において議案第37号として上程いたしました。

議会におかれましては、これまで全員協議会で協議を重ねてきた重要な案件であるとの認識から、慣例による条例案の委員会付託は行わず、全員で協議する特別委員会の設置を開会日に決定され、6月15日に同委員会でご審議いただき、本日の本会議において可決されました。

これまで3か月間にわたる議員の皆様方の熱心な議論に敬意を表しますとともに、改めて、議案第37号「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例」を可決いただきましたことに感謝申し上げます。

どうもありがとうございました。

篠栗町では、本会議場での審議内容は、リアルタイムで発信しております。

ここで、全町民・関係者に向けて、改めて「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例」を確認する意味で、前文を読み上げます。

前文、私たちの篠栗町は、弘法大師空海ゆかりの、霊山若杉山の麓、お遍路で知られる「思いやりの町」として江戸時代後期から発展してきました。

昔ながらの里山と農村地帯における地域の人々の日頃の営みの中で育まれた絆の深さは、永く篠栗町の誇りでした。

近年、全国的に、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなど様々な悩みを抱えた人々が、現在の希薄になった人間関係の中で孤立し、救いの声を上げることができないまま、そしてその声を周囲の人たちが拾うことができないまま、尊い命が失われている現状があります。

そうした現象は、都市化や生活様式の変化、核家族化などにより、地域での住民同士の関係性や家族内の繋がりに変化が起きていることが原因の一つになっていると言えます。

そしてその波は、私たちのまち篠栗町にも広がりつつあります。

そうした今だからこそ、私たちは、昔ながらの篠栗町の良さを思い出し、全世代における孤立化を防止するとともに、孤立する人を町民みんなで支え合い、助け合い、人と人との繋がりを大切にして、共に生きる昔ながらの地域づくりを再構築する必要に迫られています。

この条例は、篠栗町の人を大切にする思いやりの心を保ち続けるために、町行政だけでなく住民、議会はじめ篠栗町に関わる全ての人々が協働して取り組む基本理念と基本原則を明記し、篠栗町に関わるみんなが主体となって町民の命を守るためのまちづくりの実現を目指すものです。

私たちは、篠栗町のすべての住民の命を守るための規範として、ここに「町民

の命を守るささぐりづくり」条例を定めます。

今日、これからが、新たな篠栗町として踏み出す第一歩でございます。条例に謳われたそれぞれの役割と責務を日常の中でしっかり果たしてまいりましょう。

住民一人一人が、あと一步を踏み出して、周りのみんなと繋がりを持ち、会話を重ね、関係性を深め、必ずや地域に誇れる篠栗町の姿になるよう、町民全体で努力して参りましょう。

今後とも議会の皆様におかれましては、こうした思いの実現に向けて、ともに進んでいただきますようお願い申し上げ、令和3年篠栗町議会第2回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

○副議長（村瀬 敬太郎） 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第2回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時43分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会副議長

村瀬 敬太郎

篠栗町議会議員

田辺 弘之

篠栗町議会議員

古屋 宏治
